

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。  
原文はカザフスタン共和国法令情報システムAdilet ( <https://adilet.zan.kz/rus/docs/P2500001013> )  
よりダウンロードした露文資料に基づく。

## 2030年までのカザフスタン共和国の貿易政策コンセプトの承認について

2025年11月27日付カザフスタン共和国政府決定第1013号

カザフスタン共和国政府は以下を**決定する**。

1. 付随する「2030年までのカザフスタン共和国貿易政策コンセプト」（以下、コンセプト）を承認する。
2. コンセプトの実現に責任を負う中央国家機関、地方行政機関およびその他の機関（合意による）は：
  - 1) コンセプト実現のために必要な措置を講じる；
  - 2) 「コンセプト実現のための行動計画」の遅滞ない実施を保障する；
  - 3) 各会計年度翌年4月1日までに、カザフスタン共和国貿易・統合省にコンセプト実現状況についての情報を提出する。
3. カザフスタン共和国貿易・統合省は各会計年度翌年の5月1日までに、カザフスタン共和国国家経済省にコンセプト実現状況についての情報を提出する。
4. カザフスタン共和国国家経済省は各会計年度翌年の6月15日までに、カザフスタン共和国内閣官房にコンセプト実現状況についての総括的情報を送付する。
5. 本決定履行状況の監督をカザフスタン共和国貿易・統合省に委ねる。
6. 本決定はそれが署名された日を以て施行される。

カザフスタン共和国首相

O.ベクテノフ

## 2030年までのカザフスタン共和国貿易政策コンセプト

第1章	コンセプトの概要
第2章	現状分析
2.1	国内貿易
2.2	対外貿易
第3章	国際的な経験の概観
3.1	商業インフラ
3.2	電子商取引
3.3	貿易のデジタル化
3.4	消費者の権利保護
3.5	国内市場の保護および商品の品質向上
3.6	輸出促進
3.7.	協同組合活動の発展
第4章	貿易政策発展のビジョン
第5章	発展の基本原則およびアプローチ
方向性1	現代的な貿易エコシステムの構築
方向性2	国内製造業の成長および輸出促進のための条件整備
方向性3	消費者の権利の全面的な保護、商品・サービスの安全性と品質の向上
第6章	数値目標および期待される成果
附属書	2030年までのカザフスタン共和国貿易政策コンセプト実現のための行動計画

## 第1章 コンセプトの概要

名称	2030年までのカザフスタン共和国貿易政策コンセプト
起草の根拠	2023年9月16日付カザフスタン共和国大統領令第353号が承認した「2023年9月1日付カザフスタン国民向け大統領教書演説の実現のための全国施策計画『公正なるカザフスタンの経済方針』第7項；2025年1月6日付カザフスタン共和国首相指示書第21-06/B-4、2025年4月5日付カザフスタン共和国副首相兼国家経済大臣指示書第21-06/B-4-1
起草者たる国家機関	カザフスタン共和国貿易・統合省
共同実施者たる国家機関	<p>カザフスタン共和国国家経済省  カザフスタン共和国農業省  カザフスタン共和国科学・高等教育省  カザフスタン共和国国家経済省  カザフスタン共和国保健省  カザフスタン共和国運輸省  カザフスタン共和国財務省  カザフスタン共和国文化・情報省  カザフスタン共和国非常事態省  カザフスタン共和国工業・建設省  カザフスタン共和国労働・国民社会保障省  カザフスタン共和国外務省  カザフスタン共和国内務省  カザフスタン共和国観光・スポーツ省  カザフスタン共和国AI・デジタル発展省  カザフスタン共和国環境・天然資源省  カザフスタン共和国エネルギー省  カザフスタン共和国競争保護・発展庁  地方行政機関</p>
実施期間	2025～2030年

## 第2章 現状分析

現在、貿易部門は、持続可能な成長の確保、高度な総付加価値の形成という点で、カザフスタン共和国の経済においてきわめて重要な役割を担っている。2015～2024年の間に、国内総生産（以下、GDP）における貿易セクターの伸びは現行価格換算でほぼ1.5倍となり、価格要因を考慮に入れても、貿易セクターが継続的に拡大していることは明らかである。

2024年には、「卸売・小売業；自動車・オートバイ修理」セクターの総付加価値が26兆71億テンゲに達した。これはGDPの19%に相当する。

貿易は雇用の点でも主導的な役割を果たしている。2024年における貿易分野の就労者数は150万人を超え、国内における全雇用者の16.6%を占めた。過去10年（2015～2024年）の間に、貿易セクターにおいて創出された新規雇用数は22万8,000人である。2024年において、貿易セクターに登録されている事業体の数は80万6,400社で、カザフスタン企業総数の35.6%となっている。このようなかなり高い比率は、貿易部門のさらなるダイナミックな発展と企業数の増加を示しており、就労機会拡大のチャンスを生み出すことになるであろう。

こうした状況から、貿易部門は中小企業が最も多く活動するセクターとなっており、その数は農業、建設、その他のサービス業、教育をすべて合わせたものと同程度である。

### 2.1.国内貿易

2024年、国内商取引額は9.4%上昇して70兆7,000億テンゲに達した。このうちの66.7%が卸売業によるもので、小売業の割合は33.3%であった。

カザフスタン国内における商業活動の集中度は地域によって大きく異なるが、主要な商業中心地は国内の大都市に集中している。卸売業については、その割合が最も大きいのはアルマトィ市で、36.6%を占める。これは、同市でインフラが発達しており、ビジネス活動が活発なためである。2位は首都アスタナ市で17.1%。3位はアティラウ州の14%で、これは活発な工業および石油採掘業が商品流通を促進しているためである。上位リストの最後はカラガンダ州で、卸売業に占めるその割合は6.4%である。

小売業セグメントでも同じ傾向が見られる。割合が最も高いのはやはりアルマトィ市で、全体の33.6%が集中している。アスタナ市が13.2%で2位。3位はカラガンダ州で、小売業に占める割合は7.5%である。東カザフスタン州も、国内商取引において重要な位置にあり、小売売上額の5.7%を占める。

これらのデータがはっきりと示しているのは、アルマトィ、アスタナといった大都市が、卸売業と小売業双方の形成において重要な役割を果たしており、依然としてカザフスタンの主要な経済中心地であり続けていることである。商業活動がこれらの地域に高度に集中しているのは、発達した交通インフラ、高い人口密度、活発な企業コミュニティ、そして多くの消費者や投資家を惹きつける大規模な小売チェーンの存在といった理由によって説明される。



図1 国内商取引額 (2015～2024年)、単位：兆テンゲ

## 商業インフラ

商業インフラは、商品とサービスを国民に提供するうえで重要な役割を果たしている。しかしながら、現代的な商業形態が小売業全体に占める割合は40.8%にとどまっております、近代化を加速する必要のあることは明らかである。

2024年、カザフスタン国内に登録されている商業施設の数 は7万8,400を超え、その総面積は1,120万㎡である。それらがとりわけ数多く所在するのはアルマトィ市(1万619)、アスタナ市(6,107)、カラガンダ州(5,326)。逆に少ないのはウリタウ州(874)およびアティラウ州(1,801)である。

また、国内には626カ所、総面積746万9,400㎡の商業バザールがあり、そのうちの64%が総合型、53.2%が屋内型である。バザールの数がとりわけ多いのはトルキスタン州(106)とアルマトィ州(56)、少ないのはウリタウ州(7)とパヴロダル州(16)である。

地方行政機関のデータによれば、国内には約4万3,000の「近所の店」も営業している。

依然として課題であり続けているのが60%を上回る倉庫能力の不足で、このことが配送期間と物流コストの増大をもたらしている。国内で稼

働している商業・物流インフラ拠点は60カ所で、ここには、規模と用途がさまざまに異なる商業・物流センター、輸送・物流センター、卸売・配送センターなどが含まれる。

これらの拠点は、食品とそれ以外の製品を現代の物流基準に則って保管、流通、備蓄するサプライチェーンの確立という点で重要な役割を果たしている。

そのほか、2025～2036年に建設が予定されている物流インフラ拠点が42カ所ある（アスタナ市2カ所、シムケント市19カ所、アバイ州2カ所、ジェティス州2カ所、アルマトィ州7カ所、アクトベ州1カ所、アティラウ州1カ所、東カザフスタン州2カ所、ジャンピル州2カ所、西カザフスタン州2カ所、コスタナイ州1カ所、トルキスタン州1カ所）。

別個のカテゴリーとして、工業製品や建材を保管する乾燥倉庫、コンテナヤードもある。これらは50カ所以上に所在する。

上に挙げた諸問題を解決し、商業セクターを現代的業態に変容させるために、国内商業規則が採択済みで、ここには見本市、移動販売などにおける場合を含む商取引の実施の仕組みが定められている。また、バザール、小規模小売網、外食産業、電子商取引の基準が策定され、商品の識別およびコード化のメカニズムが導入されており、こうしたことが商取引の透明性向上を後押ししている。国内商業に従事する事業主体に対する国家支援策提供のためのプログラムも立ち上げられている。

## 取引所取引

2024年における取引所取引の総額は1兆9,000億テンゲであった。うち1兆1,000億テンゲが規格品の取引で、全体の58.04%を占める。規格化されていない商品の取引額は8,230億テンゲで41.96%に当たる。

カザフスタンにおいて認可済みの商品取引所は9つで、うち7つが実際に活動しており（2つは活動停止中）、総登録者数は売主9,445人、買主8,411人である。

カザフスタンの商品取引所で取引される商品は、2015年2月26日付カザフスタン共和国国家経済大臣令第142号が承認した「商品取引所商品一覧」に掲載されている。ここには、石炭（硬質炭および褐炭）、小麦、砂糖、大麦、大豆、ジャガイモ、綿花、セメント、カーボンクレジット（CO<sub>2</sub>排出権）、石油製品（ピチューメン、ガソリン、ディーゼル燃料、ジェット燃料）などが含まれる。

ただし、分析調査の結果によれば、非規格化商品の取引は実際にはこれよりもずっと大きく、60%に達しているとのことである。そうした商品の一部は、取引所が独自に規格品として分類し、双方向匿名オークションというやり方で販売している。たとえば、機械製品、繊維製品、靴、帽子、化学品およびその隣接産業の製品、その他の工業製品である。これらを買っているのは主として地下資源利用企業である。

取引所取引の発展にとって重要な決定の1つとなったのが、カザフスタン共和国法「商品取引所について」の採択であった。この法律は、エネルギーや食糧安全保障にとって重要な産物などを含む、社会的に重要な取引所商品一覧の作成を目的としている。

取引所の活動に対する監視を強化するために新たな規制のメカニズムも導入されている。ここには、取引参加者の財務的安定性に対する要求事項、取引をモニタリングするボット技術の導入、デジタル化およびITインフラのレベルの向上、さらには不誠実なプレイヤーのライセンス取消しのメカニズムなどが含まれる。重要な一步となったのが、商品取引所を小規模事業主体カテゴリーから除外したことで、これによって取引所の活動の透明性が強化され、取引所取引の信頼性向上が促進された。

また、規格化されていない商品を流通から排除する措置も講じられ、「お手盛り取引所」の利用を最小限化することが可能となった。規制強化の一環として、ブローカーおよびクリアリング事業者の許認可制度も導入され、競争保護・発展庁と金融モニタリング庁の側から、マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金調達への対抗のための効果的な監視体制を構築することが可能となった。

さらに、「アスタナ国際金融センター」を拠点として、取引所取引のための規制・監督体制が整備され、カザフスタンの投資上の魅力と金融ハブとしての国際的地位を高めている。そのほかにも、さらなる戦略的措置として、「ユーラシア経済連合」（以下、「EAEU」）枠組みにおける共通商品取引所市場の形成に関する構想の承認がある。これにより、加盟国の統合の深化とカザフスタンの市場参加者にとっての機会拡大が推進されるであろう。

カザフスタンにおける取引所取引はすでに形成期を終えてはいるものの、依然として、その効率性と透明性を制約する要因である一連の問題を抱えている。ここで依然として主たる課題であり続けているのが、商品市場の不透明性、価格設定における取引所指標の使用の不十分さ、企業家に対する取引所取引へのアクセスの制限などである。そのほか、契約不履行のリスク、取引のデジタル化の遅れ、取引所データの国家規制システムへの統合の不十分さなどが、取引所取引に対するビジネス側からの信頼を低下させている。

## 電子商取引

カザフスタンにおける電子商取引は安定した成長を見せており、重要な経済セグメントになりつつある。2020年以降、市場規模は5倍に拡大した。すなわち同年に4,767億テンゲであったものが2024年には3兆2,000億テンゲ（速報値）となり、小売に占める割合は14.1%に達している。当該セクターの成長を支えているのは、国民の技術的装備の改善である。すなわち、国民の92.3%がインターネットユーザーで、90.2%がコンピュータリテラシーを持つことに加え、デジタル技術になじみの深い15~45歳の若年層の総数は820万人にのぼる。ここでは金融テクノロジーの発達も重要な役割を果たしており、このことがオンライン決済の簡略化やビジネス向け金融商品の利用のしやすさにつながっている。

電子商取引市場では、国内外のプラットフォームがいずれも活発に活動している。最も人気のある国内マーケットプレイスには、Kaspi.kz、Halyk Market、Forte Market、Jusan Market、Teezなどがあり、倉庫保管から1日以内の宅配便配送にいたるまで、フルサイクルのサービスを提供している。それと同時に、大規模なクロスボーダープラットフォームの存在感も高まっており、多くのカザフスタン人企業家を惹きつけている。

電子商取引を支える物流インフラとフルフィルメントセンターも整備されつつある。アルマトィ市とアスタナ市では新しい施設が稼働を開

始しており、一連の大手プラットフォームが発注拠点網を拡大し、現代的な物流センターを建設中である。今後数年間は、当該セグメントへの投資が拡大し、倉庫キャパシティの拡大と配送プロセスの迅速化が実現すると見込まれている。

電子商取引のさらなる成長のために、2025年3月27日付貿易・統合大臣代行令第121号によって、「2027年までの電子商取引市場の発展のための施策プラン」が承認されている。ここには、カザフスタン共和国の法制度の改善、物流・決済インフラの整備、企業家支援、国際プラットフォームとの統合などが盛り込まれている。しかしながら、こうした前向きな動きにもかかわらず、当該セグメントは一連の課題にも直面している。すなわち、物流能力の限界、国内外のマーケットプレイス間にある不平等な競争条件、外国プラットフォームの立場の強化といった問題があり、ローカルプレーヤーにとってのリスクとなっている。

### 貿易エコシステムのデジタル化

近年、カザフスタンにおける貿易のデジタル化は、作業効率の大幅な向上をもたらしている。

自動化通関システムによって、貨物の平均取扱い時間が55%短縮されて、貨物1単位あたり約15分となった。税関検査のスピードも40%向上している。

これと並行して、電子請求書システムの導入によって、電子形式による取引の割合が75%まで増加し、書類作成時のミスが35%減少した。こうしたことは取引の透明性と機動性を大幅に向上させた。

重要な取組みとなったのが、「全国商品トレーサビリティシステム」(以下、「NSTS」)の誕生である。これによって、生産者もしくは輸入者から消費者にいたるまでの一貫した商品グループのデジタル化が実現された。2025年年初のデータによれば、NSTSのパイロットプロジェクトは「社会的に重要な食料品」19品目を対象とする。また、ソーシャルエンタープライズ(社会的企業)20社と株式会社「国営会社『食糧契約コーポレーション』」を含む1,364の法人が当該システムに登録されており、総額1,000億テンゲを超える金額の契約が締結されている。

技術規制の分野に関しては、カザフスタンは、統一技術規制情報システムの開発によって多大な成果を上げた。このプラットフォームは、認証、検査、国家機関と市場参加者との間のデータ交換のプロセスを最適化するもので、手続きに要する期間を短縮し、その透明性を高めている。

これまでの取組みによって、デジタル商業インフラの強化、透明性の向上、ビジネスのための新たな機会の創出が可能となった。

ただし、依然として、データの断片化、統一的な記録システムの欠如、国家情報システムとの統合の弱さといった問題が存在しており、違法な輸入、偽造、脱税、価格操作のための抜け穴となっている。

### 消費者の権利保護

消費者の権利の保護は、商品・サービスの品質に対する苦情が増える中であって、ますます重要な問題となっている。2024年に記録された苦

情の件数は6万2,561件で、2023年より23%増加した。苦情の件数が多いのは、順に小売業（2万3,450件、26%増）、電子商取引（1万4,520件、88%増）、生活サービス（5,532件）、住宅・公共サービス（4,625件）、通信サービス（2,170件、4.4%増）、金融サービス（2,030件、1%増）、観光サービス（1,531件、3%増）、外食産業（1,430件、13%増）、医療サービス（970件、3%増）、輸送サービス（882件、1%増）、教育サービス（877件、4.5%増）、航空輸送（119件）ほか、その他の分野（4,425件）である。

不誠実な事業活動が増え、消費者側の意識も高まるなか、管轄機関に対する苦情の申立てが増える傾向は今後も続くであろう。

苦情件数の増加は、規制の強化と機動的な対応メカニズムの導入が必要であることを示している。

また、消費者側からの苦情が毎年増加していることから、構造的な問題の存在が明らかである。

問題は、争議が発生した際の販売者と消費者との間の機動的な連携という点にある。消費者からの申立てを事業者側に伝えることを目的とする現行の消費者権利保護情報システムは、その基本的な目的に合致したものとなっていない。当該の情報システムによる事業者と消費者の連携は、事業者が自発的に同システムに登録した場合にのみ可能となる（現行のカザフスタン共和国法「消費者の権利保護について」第6条の3）。当該システムに登録されている事業者数はおよそ950社で、消費者が販売者に苦情を申し立てる機会は限定的である。

電子商取引の規制は不十分で、特に商品の品質や配送期間についての苦情件数が増加している。不誠実な販売業者の統一目録が存在しないことから、そうした業者の活動を監視することは困難で、違反が繰り返される状況が生じている。

そのほかにも、事業者側の責任意識の低さは依然としてなくなっておらず、商品の表示義務への違反、製品の中身についての不正な情報の提示、サービス提供条件の不遵守などが起こっている。

これらの問題を解決するため、オンブズマン制度の導入を盛り込んだ消費者権利保護法改正案が立案済みで、これが今後、国家レベルにおける国民の利益の保護を進めるであろう。紛争解決の手順も簡略化が行われており、苦情の審査がよりアクセスしやすく機動的なものとなっている。また、手続きのデジタル化ということにも多大な注意が払われている。たとえば、オンラインシステムからの苦情の提出が簡略化されて、消費者と国家機関との間のやり取りはずっとやりやすいものとなった。社会的諸制度の役割が強化され、争議の解決における透明性と消費者権利遵守状況の監視が向上しつつある。電子商取引の分野には特段の注意が払われており、マーケットプレイスの活動への規制や販売される商品の品質の監視など、追加的な保護措置が定められている。

### **食料品の入手しやすさ**

国民に手頃な価格で質の高い食料品を供給するという問題は、経済状況の変化と消費者側の需要増大を背景に、よりいっそう重要になってきている。食料品の入手しやすさの向上と国産食品の流通拡大に向けた一貫した取組みがなされている。

2024年には、カザフスタンの20都市において大規模な調査が実施された。その結果として、社会的に重要な品目については、国産品が陳列棚

のスペースにおいて平均してその80%を占めていることが明らかになった（例：小麦粉95%、牛乳87%、バター88%、鶏肉80%、植物油63%）。しかしながら、この数値はさらに改善する必要があるとの指摘がなされている。

国産食品の比率拡大を目的として、「カザフスタン産」という専用看板の設置、および店舗陳列棚スペースの30%以上をカザフスタン産食品に割り当てる、という法的な要求事項が導入された。国家支援を受けている小売事業者の場合は、この数字が食品で50%、非食品で20%に引き上げられている。

商品の品質と陳列規則の監視には、消費者を欺く行為を防ぐという観点から、特に重点が置かれている。商品の近隣配置の原則（たとえば、牛乳は乳飲料とは別個に、バターはスプレッドとは別個に陳列する）を遵守する義務が導入されたほか、食品の買付けと転売にあたって国家規格の適用を必須とすることも承認された。

重要な方向性として、国民が新鮮、高品質でかつ手頃な価格の商品を購入できる見本市（フェア）や展示会の開催ということがある。2024年には400を超える農業フェアが行われ、そのうちの60は国内の大都市で開催された。農家への支援のために農業フェアでの販売スペースは無料で提供され、応募プロセスは完全にデジタル化されている。

同時に、商品上乗せ価格の遵守について厳格な国家監視が行われている。2023年4月以降、発見された違反件数は17倍に増え、5,500件以上の行政処分が下され、610の非生産的な仲介業者が排除された。

カザフスタン共和国法「事業運営に関するカザフスタン共和国の若干の法令の改正および増補について」により、2026年からは、社会的に重要な食料品の価格に対する国家統制のメカニズム（最低価格および最高価格の設定）は廃止される。上記の期限までに、社会的に重要な食料品の一覧が見直され、詳細化される予定である。当該の措置は、市場の自由化、投資環境の改善、品質の向上、国内における食品生産の促進を目的としている。

## **闇経済**

構造的な問題点の1つが、闇の商取引の比率の高さである。闇の商業の規模は2023年に4兆2,000億テンゲと試算されており、我が国の闇経済の中でもトップを占めている。

2015年から2024年にかけての闇経済の動向分析からは、その割合が徐々に減少していることがわかる。すなわち、2015年の8.15%から2016年に9.16%へと増大したのちに減少に転じ、2019年には7.98%となった。大きく減少したのは2020年（5.77%）と2021年（2.77%）で、これは国家監視の強化と商業デジタル化の進展に関係している。しかしながら、その後数年間は小幅に増加しており（2022年に3.14%）、違法な商品取引の問題が依然として存在することを示している。

闇の商業の比率が高い結果、商業従事者の社会的保護が不十分になっている。このことを裏付けるのが、正式でない雇用者の多さ（16万9,000

人)、比較的低い賃金、低い労働生産性という事実である。闇の商取引においてはまた、商品・サービスの品質や安全性に関するしかるべき基準も存在しない。消費者は、偽造品、粗悪品や詐欺にしばしば遭遇することになる。

こうしたことは、商業セクターの発展を大幅に制限し、透明性を低下させ、公共予算に対する税収の減少をもたらすほか、市場における偽造品の流通量をも増加させる。

最も重要なのは、闇の商取引が正当な競争を損ない、商業部門の投資上の魅力に悪影響を与えることである。

## 2.2 対外貿易

カザフスタンの対外貿易活動は現在、著しく多角的なものになっている。カザフスタンは、世界の210を超える国々との間で貿易を行っている。我が国は積極的かつ一貫した目的意識にもとづく貿易政策を実施しており、この政策は、カザフスタン経済を世界貿易システムへの積極的な統合を通じて国際的諸制度に対して開かれたものとして位置づけるものとなっている。

カザフスタンにとっての主要な貿易相手国は、中国、ロシア、イタリア、オランダ、フランスである。

カザフスタンにおける対外貿易の発展に影響を与える重要な制度的要因として、我が国がEAEUおよび世界貿易機関（WTO）に加盟していることが挙げられる。

EAEUの一員であることによって、カザフスタンは総人口1億8,500万人を超える市場に対するアクセスを獲得している。

たとえば、EAEU発足後の10年間で、カザフスタンの貿易高は89.6%増加した（2015年の163億ドルから2024年の309億ドルへ）。2024年におけるカザフスタンの総貿易高に占めるEAEUとの間の貿易の割合は21.8%であった。EAEU設立以降の期間で、カザフスタンのEAEU向け輸出は115.7%増加した（2015年の51億ドルから2024年の110億ドルへ）。EAEU向け輸出の内訳における加工製品の割合は、2015年に54.2%であったものが2024年には86%へと増大している。一方、カザフスタンのEAEU諸国からの輸入は77.7%増加した（2015年の112億ドルが2024年の199億ドルへ）。

カザフスタンが加盟するEAEUの枠組みにおいては、統一的な対外貿易政策が実施されている。

EAEU内におけるカザフスタンの最も重要な貿易相手国はロシアである。同国は、カザフスタンにとってEAEU内の最大の輸出市場であると同時に、最大の輸入元でもある。

一方、カザフスタンがWTOに加盟したことにより、国内市場における投資環境を向上し、我が国の経済に対する投資を拡大していくために良好な条件が生み出されている。これは、国内法と国際基準との整合性確保、事業者側への行政負担の軽減、知的所有権保護体制の強化によって達成されたものだ。

とりわけ重視されているのは、国際貿易のための条件の予測可能性と透明性である。これらはWTOの多国間協定に定められており、世界経

済の持続可能な発展の基盤ともなっている。国際法の規範と非差別の原則を遵守することにより、カザフスタンは公正で安定した通商環境の形成に貢献している。

WTOの正式メンバーであるカザフスタンは、統一的な原則・規則にもとづく商品およびサービスの国際貿易の規制に参加することができ、さらにWTOの枠組みで行われる多国間貿易交渉への参加などを通じて、国外市場における通商上の争議解決にあたっての効果的な多国間メカニズムを活用することが可能である。

2024年、カザフスタンは貿易政策レビューの第1号において、貿易手続きの簡略化、農業・農産物加工業の近代化と投資環境の改善といったWTOの義務が履行されていることを確認した。これらの成果によって、世界市場におけるカザフスタンに対する信頼は高まっており、我が国の世界貿易システムへの統合が促進されている。



図2 カザフスタンの対外貿易額 (2015～2024年)、単位：兆テンゲ

過去10年間の対外貿易の動向については、全体として振れ幅が大きいという特徴がある。たとえば、2015年から2021年まで、我が国の貿易額は年間621億～1,017億ドルで推移し、平均すると854億ドルであった。これに対し、直近3年間（2022～2024年）の貿易額は1,355億～1,421億ドルの範囲にある。カザフスタンの貿易は、パンデミックによる調整局面であった2020年をのぞいて、2017年以降、着実に増加している。

輸出については、過去10年間で78%増加した。輸出の内訳において大きな割合を占めるのは原料資源品である。2024年、カザフスタンの輸出に占める原料資源の割合は64.7%（2023年は67.5%）であった。うち、原油の輸出額は429億ドル（52.5%）、銅の鉱石および精鉱は32億ドル（3.9%）である。

過去10年間における原料資源以外の品目の輸出の割合は31.5%で、主なものとしては45億5,000万ドル（5.6%）のウラン、41億ドル（5.1%）の銅がある。カザフスタンの代表的な輸出品目が採鉱業の生産物である資源品と加工度の低い工業製品であるのに対し、輸入品目では完成品の割合がきわめて高い。

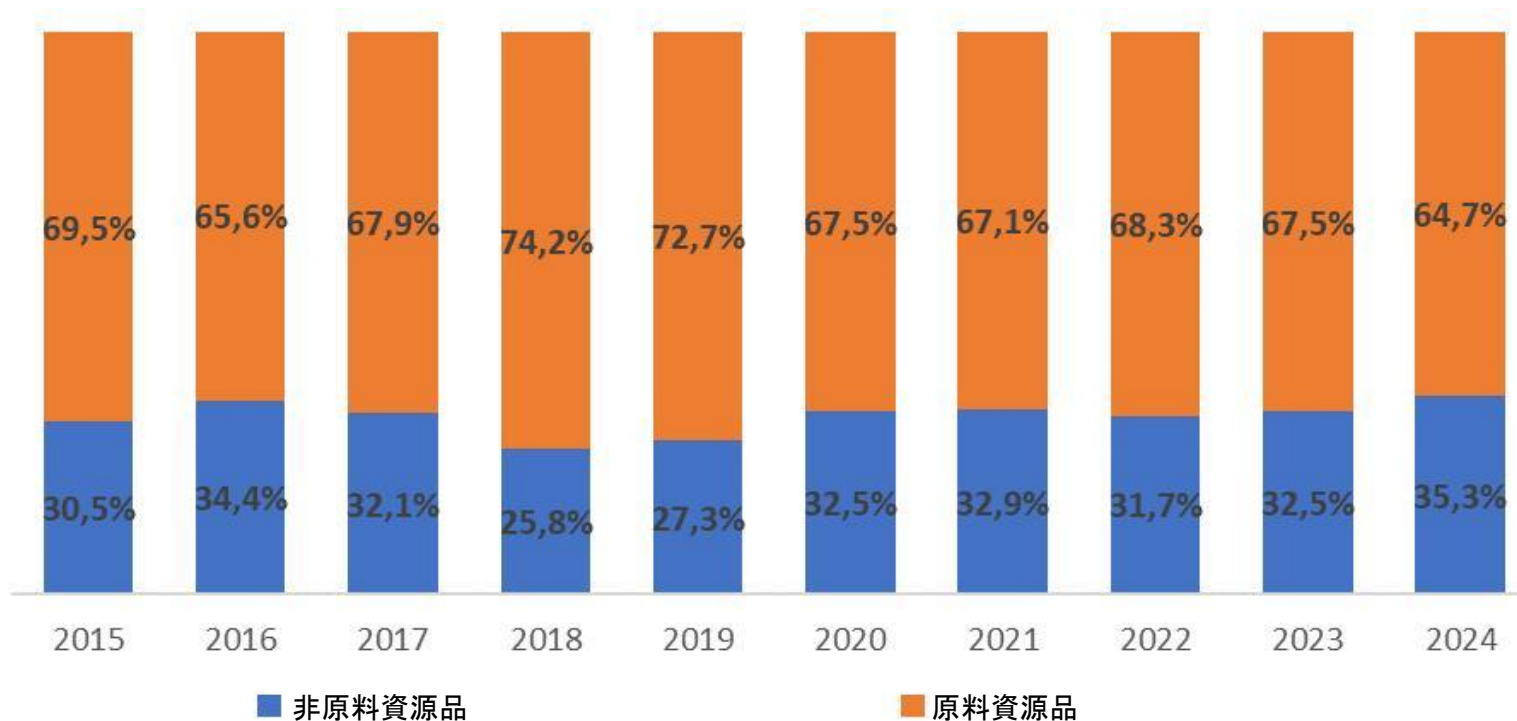


図3 カザフスタンの輸出品目構成（2015～2024年）、単位：%

輸入に関しては、10年の間に97.6%の増加となっている。輸入の変動状況は輸出の動向と似通ってはいるものの、輸入の場合の振れ幅はミニマムである。ただし、カザフスタンの輸出においては原料資源品が主要品目であるのに対し、輸入ではこれが逆転した状況となっている。これまでの10年間、我が国の輸入に占める加工度の高い非資源製品の割合は平均すると92.2%である。2024年の輸入額は604億ドル（非原料資源品93.3%、原料資源品6.7%）であった。



図4 カザフスタンの輸入品目構成 (2015～2024年)、単位：%

このように、対外貿易の不均衡という現象が観察されている。これは、カザフスタン経済における生産ポテンシャルの発達の不十分さ、各産業部門の生産性の低さの結果である。

全体として、このような貿易不均衡は、カザフスタンの現時点での経済モデルを反映したものである。すなわち、輸入される完成品および品質の高いサービスの消費水準が（先進国並みに）高く、それらが原料資源品および加工度の低い商品の輸出から得られる収益によって賄われているのである。

カザフスタンが輸出する原料資源品の価格は激しい変動にさらされているのに対して、輸入する完成品の価格ははるかに安定している。このことが国内経済にとって予測不可能な価格ショックのリスクとなっている。それだけでなく、増え続ける輸入は国内市場を圧迫し、国内製造業の競争力を低下させる。こうしたことから、輸出の多角化、高加工度製品への転換、非資源産業部門の振興が必要とされているのは明らかである。持続可能な経済成長のためには、資源依存の軽減、国内製造業の成長促進、貿易不均衡の是正に向けた総合的なアプローチが求められる。

### **国内市場の保護**

国内市場の保護は貿易政策の重要な方向性であり、国内生産者を支援し、消費者のために商品の安全性を確保することを目的としている。2024年には、非関税規制の一環として、特定の商品の輸出と輸入に対するおよそ20件の禁止措置および制限措置が導入され、国内市場の保護と戦略的に重要な産物の供給確保が可能となった。保護対策の関連では、中国、ウクライナおよびインドからの工業製品に対する6件のアンチダンピング措置の延長も行われた。こうした措置は不正競争の防止と国内製造業への支援を目的とするものである。

その他にも、安全でない製品の輸入と流通に対する監視確保を目的として、「貿易における技術的障壁および安全な製品の輸入および流通の諸問題に関する対策本部」が設置されている。これはすべての監督官庁が参加するもので、その構成メンバーは2022年11月19日付カザフスタン共和国副首相兼貿易・統合大臣令第440-NK号によって承認されている。すでに共同アルゴリズムが策定済みで、これにもとづいて輸入品のサンプル採取、違反の発見、国境検問所における強化型分析検査の導入がなされている。

こうした措置が講じられているにもかかわらず、解決を要する重大な課題は残されている。たとえば、輸入品に対する管理の不十分さから、適切な検査を受けていない製品が市場に流入している。偽造品や規格不適合品が多いことも、消費者にとってのリスクとなっている。

現在、グローバルな経済変動の嵐のもとで貿易制限や保護主義が拡大する傾向が一貫して続いており、こうしたことが主要国同士の間にも全面的な貿易対立の状況を引き起こしている。このような施策は、国際的な通商・経済関係の枠組みに対して多大な影響を及ぼし、世界貿易の成長ペースを著しく鈍化させるとともに、既存のサプライチェーンの安定性を損なうものでもある。結果として付加価値の統合的体系が崩れ、さらには国際貿易の予測可能性と安定性も低下することとなっている。

### **非資源輸出の推進**

カザフスタンの輸出政策は、輸出先の地理的拡大、輸出事業者に対する金融支援の強化、国外市場における国産の商品・サービスの競争力向上を目指すものである。

輸出政策の実施にあたって重要な役割を担っているのが、株式会社「貿易政策発展センター「カズトレード」」(以下、カズトレード)である。この組織は、非資源輸出振興のための制度として設立されたものである。カズトレードは、輸出事業者に対して、分析・戦略的プランニングか

らマーケティングおよび法務支援に至るまでの総合的なサポートを提供する。コンサルティングサービス、国外パートナー探しや新規市場参入に対する支援のほか、国際見本市などへの貿易・経済・ビジネスミッションの手配も行う。優先事項としては、販売インフラの整備、電子商取引市場を含む市場別の分析、さらには研修を通じた企業の輸出能力の向上などがある。

カザフスタンの輸出ポテンシャル強化を目的として、「輸出信用エージェンシー」が設立された。この機関は、輸出事業者に対して保険による支援を提供するほか、従来の補助金に代わるものとして、保証、輸出前および輸出時の貿易金融といった拡大型の金融ツールの提供を行う。

「輸出フォーカス」という方針のもと、輸送回廊の発展におけるプライオリティとなっているのが、これまで同様、中国、EAEUおよび中央アジア諸国、欧州連合、中東の各市場である。加えて、UAE、アフガニスタン、タジキスタン、イタリア、ウズベキスタン、ロシア、キルギスなどに向けた通商・経済ミッションが実施されている。

カザフスタンは、大規模な国際見本市（CIFTIS、CIIE、DigitalExpo、EXPOユーラシアその他）への参加や、主要な電子商取引プラットフォーム（jd.com、Douyin、Alibaba）上のナショナルパビリオンを通じて、自国製品の販路開拓を活発に進めている。

こうした措置や非資源輸出の着実な成長ということはあるものの、国外市場において需要の高い商品は、カザフスタンは依然として限られた数量しか輸出できていない。その原因としては、商品自体の競争力が不十分であることのほかに、競争力ある完成品の輸出を拡大しうる生産能力の不足が挙げられる。

政策立案者と各省庁との間の連携と相乗効果も不十分である。輸出事業者への金融支援、輸出支援機関への資金提供は、カザフスタンにおいては、同等と思われる国々や世界平均と比較しても低い水準にある。

### 第3章 国際的な経験の概観

商業はカザフスタン経済において重要な役割を担うものであり、国内総生産の多大な部分を占め、雇用を確保し、生産者と消費者の間をつないでいる。しかしながら、商業セクターは、それ自体が近代化を成し遂げて持続的に成長していくことを妨げる、一連の構造的な問題に直面している。これらの課題に対処するには、詳細な分析を行い、類似の課題解決にあたっての有効性が証明されている国際的な経験を活用することが必要である。

現在、カザフスタンの商業部門には、インフラの不足、電子商取引における障壁、消費者保護の問題、輸出推進、商業のデジタル化といった、多くの課題が存在する。本章は国際的な経験をあらゆる側面から概観することを目的としており、ここでは、おのおの問題について、国内の諸条件のもとでも適合、導入が可能と思われる成功事例を紹介する。こうした分析から、商業の競争力強化、ビジネス環境の改善、現代的インフラの整備とグローバルな付加価値チェーンへの統合に向けて、カザフスタンがいかなる分野に注力すべきかを知ることができるであろう。

### 3.1 商業インフラ

#### ドイツ

「Urban Development Funding」プログラムが、商業施設に乏しい都市における商業スペースの近代化のために資金を提供している。補助金は、古い建物のショッピングセンターへの改装、エネルギー効率の改善、利便性の高い都市インフラの整備に対して提供される。これにより、中小都市と大都市圏との間の商業スペースの供給格差の縮小が可能となっている。

#### シンガポール

「Retail Industry Transformation Map」イニシアチブが、商業部門の事業者に対して、技術の導入、商業施設の近代化、より便利で利用しやすい店舗構築のための助成金を交付している。また、「近所の店」といった新たな小売形態への税制優遇措置が導入され、商業施設の均等な立地確保が図られている。

#### 韓国

韓国は商業に対する法的な調整を積極的に行っており、特に伝統市場の近代化と支援に重点を置いている。伝統的な小売業が徐々に消滅しつつある多くの国と異なり、韓国においては国家が、こうした伝統市場を現代的な商業システムに統合することによってその維持に努めている。

伝統的小売業を支援する重要な手段となっているのが、大手小売業者の事業に対する制限である。伝統的な市場を保護するために、市場から半径1 km圏内におけるハイパーマーケットの建設を禁止する「商業保護特別区域」が設けられている。さらに、大手小売チェーンは毎月第2週と第4週に休業することが義務付けられており、このことが伝統市場に競争優位性を与えている。

大手プレイヤーへの規制の他にも、国家は伝統市場で活動する小規模事業者に対して財政支援を行っている。税制優遇措置、店舗の賃料および近代化のための改装に対する補助金、優遇条件にもとづく融資制度が導入されている。そのほか、物流センターを整備することによって、より効率的なサプライチェーンを通じて伝統市場がハイパーマーケットと競争できるよう支援している。

### 3.2 電子商取引

#### 中国

中国は電子商取引における世界的リーダーであり、世界のEコマース市場の50%以上を占めている。こうした電子商取引の発展において重要

な役割を果たしたのが、デジタルインフラに対する大規模な国家投資、さらにAlibaba、JD.com、Pinduoduoといった国内大手マーケットプレイスへの支援である。国内においては、中小企業向けのデジタル化、通関手続きの簡略化、物流チェーンへの助成のための国家プログラムが積極的に導入されている。特別な税制緩和策やクロスボーダー取引の障壁を引き下げる施策によって、中国企業は国際的なEコマースプラットフォームにおいて支配的な地位を確立している。

### シンガポール

シンガポールは「E-Commerce Booster Package」プログラムを通じて電子商取引を積極的に推進している。このプログラムは中小企業がデジタルプラットフォームに進出するための補助金を提供するものである。国家は、Amazon、Lazada、Shopeeなどの国際的なマーケットプレイスとの間のビジネス統合を促進するとともに、オンライン注文の迅速処理のためのデジタル物流ハブの構築に対しても投資を行っている。さらに、サイバーセキュリティや個人データ保護に関する措置も実施されており、これがオンラインプラットフォームに対する消費者の信頼を高めている。

### 欧州連合 (EU)

EUでは、域内各国間の電子商取引規則の整合性確保を目的とした「欧州デジタル商業戦略」が導入されている。また、「Digital Markets Act」プログラムが、競争保護とローカルなインターネットショップへの支援を目的として、Amazon、Googleなどの大規模テクノロジー企業に対する厳格な規則を定めている。オンライン販売に移行する企業家向けに、国家支援による特別な資金調達制度も策定されている。そのほか、統一デジタル識別子システムが導入され、国際送金やオンライン購入プロセスが大幅に簡略化された。

## 3.3 貿易のデジタル化

### 中国

中国は、人工知能、ビッグデータ、ブロックチェーン技術などの積極的な導入によって、商業のデジタル化における世界的リーダーとなっている。国家が物流と通関手続きのデジタル化支援を活発に行っていることで、クロスボーダー取引のプロセスが著しく迅速化されている。輸出事業者と国家機関の間のデータ交換を自動化するデジタルプラットフォーム「China International Trade Single Window」も導入されている。そのほかにも、中国はGlobal Trade Item Number（以下、GTIN）のような国際的な商品識別システムを積極的に運用しており、これが国内外の市場における商品データの統一を可能にしている。

## 欧州連合

EUは、商業デジタルトランスフォーメーションプログラムをスタートさせた。これは、商取引電子書類、デジタル決済ソリューションおよび人工知能をサプライチェーンに導入することを目的とするものである。eIDAS（電子識別および委任サービス）およびeFTI（電子商取引情報）といった立法イニシアチブによって、企業はデジタル会計報告を利用できるようになり、通関手続きの自動化も可能となっている。単一デジタル市場の枠組みの中で、商品の識別や取引プロセスの標準化におけるGTINの利用が急速に進んでいる。これにより、取引の透明性が確保され、消費者の信頼が高まり、輸出事業者にとっての障壁を引き下げている。

## 米国

米国では、Amazon、Google、Microsoft発のプラットフォームソリューションなど、民間の技術イニシアチブによって、商業のデジタル化が進展している。これらは、企業にクラウドサービス、ビッグデータ分析、人工知能へのアクセスを提供するものである。国家は輸出事業者向けのデジタル識別子を積極的に導入しており、これが国際取引のプロセスを簡略化している。

また、「Automated Commercial Environment (ACE)」プログラムによって、各企業は商品の申告プロセスを自動化し、取引を迅速化することができる。このほか、大いに注目されているものに製品のデジタル表示がある。たとえば、商品、特に医薬品、食品、消費財の追跡のためのGTINおよびNTINの利用である。

## 韓国

韓国は、人工知能と機械学習を基盤とするデジタル商業エコシステムを導入している。国家は、スマート・トレード・ハブの一環として、サプライチェーン管理のための自動化ソリューション、スマート決済システム、さらに商品のデジタル認証制度を開発中である。韓国は製品表示に国際標準であるGTINを積極的に活用しており、これによって物流プロセスの簡略化、商品の品質管理の自動化、国際市場における韓国メーカーの競争力向上が可能となっている。

## 3.4 消費者の権利保護

### ドイツ、ポーランド

ドイツとポーランドでは、消費者権利保護を担当する機関と専門別の国家機関が、消費者権利保護に従事する非政府セクターとの連携のもとに活動している。

ドイツでは、消費者権利保護担当機関に監督・監視機能が付与されており、その主たる「包括的な」機能として、立法活動と国家政策形成の機能がある。

その一方で、国家の政策を実行に移すのは、ドイツおよびポーランドの全地域に所在する、まさしく消費者自身の非政府組織である。

非政府セクターは、住宅・公共事業、医療サービス、輸送、通信、商業、観光、文化、外食産業、ホテル業その他の分野において、消費者への情報提供とコンサルティングの事業を行っている。

そのほかにも非政府セクターは、消費者関連争議の裁判外紛争解決手続きや、侵害された権利の補償の活動を、国家の介入なしに行っている。

こうしたアプローチは、文明化された市場経済の概念に沿ったもので、行政機関の存在感は最小で、その関与は行政や司法の介入を必要とする例外的な場合のみとなる。

民間の消費者団体と国家機関の協力関係は、消費者権利保護の分野における多くの問題の解決を促進するものとなっている。

## オーストラリア

「Australian Consumer Law Portal」が、苦情申立てのプロセスを自動化している。このシステムは、申立ての進捗状況を追跡することができるほか、構造的な問題を分析するためのツールも備えている。また、消費者の法務リテラシー向上を目的とした啓発キャンペーンも定期的実施されている。

## 米国

連邦商取引委員会によって、データ暗号化の義務付けなどを含む、電子商取引における消費者保護規則が導入されている。公開レビューや評価のシステムが形成されて、市場の透明性が向上している。

### 3.5 国内市場の保護と商品の品質向上

#### 日本

日本における重要戦略は、経済安全保障の確保と国内生産者支援である。国家の政策が目指すのは、戦略的産業を保護すること、さらに国内生産サプライチェーンを整備して輸入依存度を引き下げることである。そのほか、5Sシステム（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）が積極的に導入されて、製品の品質と生産効率の改善に貢献している。パレート図、特性要因図（石川ダイアグラム）、管理図を用いた統計的品質管理が導入されており、これにより欠陥品を迅速に特定し、生産の安定性を高めることが可能となっている。

## 米国

米国は、関税引上げなど積極的な国内市場保護対策を用いている。たとえば、2018年には、国内生産者保護のために鉄鋼およびアルミニウムの輸入関税が導入された。また、米国は貿易不均衡の是正や不正競争からの保護を目的とした二国間および多国間の貿易協定を締結している。

品質向上に関しては、米国企業は、自動車産業におけるIATF 16949規格、「シックス・シグマ」などの厳格な品質管理基準を導入している。これらの手法は、製品の欠陥出現率引下げ、企業の生産性向上を目的としている。

## 中国

中国は、貿易戦争の渦中において報復関税などを含む保護主義的な政策を実施しており、これによって国内市場を保護し、国内生産者のインセンティブを確保しようとしている。国家の側からの支援は、戦略的産業分野のための補助金や税制優遇措置として表れている。

商品の品質向上のために、中国はイノベーションを積極的に推進しており、世界のイノベーション開発ランキングにおいて急速に順位を上げている。農業セクターにおいては、有機生産物の義務的認証制度が導入されている。ここでは、栽培から包装・販売に至るまでの全生産段階における厳格な管理が想定されており、最終製品となる商品の高品質の確保が図られている。

## シンガポール

シンガポールは国内市場を積極的に保護すると同時に、数多くの自由貿易協定（たとえば、EAEUとの協定）を通じて貿易関係の拡大を進めている。これらの協定は、国益の保護と新たな市場へのアクセスとの間のバランスを確保しようとするものである。

シンガポールでは、商品の品質向上のために、サプライチェーンの安全性および信頼性の確保を目的とした「Secure Trade Partnership」プログラムが実施されている。そのほかにも、国家は、デジタルマーケティング技術など、商業におけるイノベーションの導入を積極的に支援しており、このことが消費者の高い要求にかなう製品の開発、国内ブランドへの信頼感向上につながっている。

## 3.6 輸出促進

### 日本

輸出に対する支援は、「日本貿易保険」(NEXI)と「国際協力銀行」(JBIC)が行っている。これらは、日本企業向けに融資、保証、輸出保険を提供する組織である。そのほか、「日本貿易振興機構」が輸出事業者に対してコンサルティングサービスを行い、国外パートナーとのネットワークを支援している。

## 中国

輸出支援の一環として、「中国輸出入銀行」および「中国国家開発銀行」を通じた融資、保証の提供がなされている。中国はまた、「一帯一路」イニシアチブを積極的に活用し、輸出を促すとともに、中国の輸出事業者や生産者の経済的影響力拡大を図っている。そのほかにも、中国政府はさまざまな貿易協会・組織を通じて、輸出事業者に対する情報提供やコンサルティング支援を行っている。

### 3.7. 協同組合活動の発展

## インド

インドでは2021年、協同組合運動の発展を担当する国家機関として「協同組合省」が設置された。同省は、国内における協同組合運動の強化を目的として、独自の行政的・法的・政治的基盤の構築を担っている。

また、国家が設立した組織であるNational Cooperative Development Corporationが、農業省のもとで、協同組合運動を通じて農業の発展と農村開発を実現しようとしている。同社は、倉庫、加工施設その他のインフラ建設にあたって協同組合への財政支援を行うほか、銀行融資の獲得に必要な資金も提供している。

## 中国

中国においては、協同組合運動の発展を「中華全国供銷合作総社」が担当している。この組織は国務院の統括下にある。同総社の主たる任務は次のようなものである。すなわち、全国供給販売協同組合の発展戦略および発展計画の調査および策定、全国供給販売協同組合の発展および改革の指導；政府の許可にもとづく、重要な農業生産財および農産物・副産物の運用の体制作り・調整・管理；各レベルにおける供給販売協同組合の適法な権利および利益の保護；関係各部署との関係の調整、全国供給販売協同組合が行う経済活動の方向付け、都市部と農村部間の物資交換の促進。

## 第4章 貿易政策発展のビジョン

商業部門は、持続的な成長、生産性の向上、および国民の生活の質の向上の確保を図ることによって、カザフスタン共和国の経済において重要な役割を果たしている。地政学的不安定さ、保護主義の台頭、世界貿易構造の変化といったグローバルな変動と課題の中にあって、カザフスタンは、世界のプレイヤーにとって安定的で予測可能な貿易・投資の地域パートナーとしての自国の立場の強化を目指している。

2030年までのカザフスタンの商業政策の使命は、国内商業および対外貿易における生産・保管・販売の各段階の間に安定的な連携の関係を構築して、次のすべてのステークホルダーにとって下記的手段を通じて快適な環境を確保することである。すなわち：

消費者にとって一国内外の商品に対する公正な価格と利便性の高い形態にもとづく、国内外の商品へのアクセスを通じて；

生産者にとって一予測可能で有利な販売チャンネルを通じて；

商業従事者一需要と供給をつなぐ役割を果たしつつ、ビジネスを運営し、発展させることのできる適法で快適な環境を通じて。

本コンセプトが目指すところは、デジタル技術、効率の高い商業プロセス、公正な競争の原則、消費者利益の保護、国内製造業への支援、グローバルなサプライチェーンへの統合、そして中央アジアにおける重要な通商・物流ハブとしてのカザフスタンの発展といった事柄に立脚した商業エコシステムの構築である。

本コンセプトの根底に据えられた商業部門の長期的ビジョンとは、この部門がその分野横断的性格と国民経済において果たすその重要な役割をもって、国内の経済成長と生産性向上の主要な推進力の1つとして確立されることである。

## 第5章 発展の基本原則およびアプローチ

こうしたビジョンにもとづいて、本コンセプトでは貿易の発展に向けた新たなアプローチを提示している。すなわち、貿易セクターを、独自のプライオリティと課題を持つ、十全で自立した経済部門として包括的に捉える、というものである。

これまで用いられていたアプローチでは、貿易は、多様な形態のサービスからなる補助的産業、あるいは他の産業にサービスを提供する単なる「分配」および「商品流通」のシステムとしてのみ捉えられていた。それゆえ、貿易分野の核心的な問題点への努力の集中が足りず、目標設定も曖昧となり、ひいては商業の発展に向けた施策の効果も不十分となっていた。

貿易発展の根本的な目的は、国家および国民（消費者、従業員、企業家）の経済的利益を保護し、促進することである。

また、貿易発展の重要な原則は、貿易政策を他の主要な国家政策、とりわけ産業政策、運輸政策、農業・農産物加工業発展政策、エネルギー政策、人的資源開発政策などと同期させることである。実務的な意味においては、これは、GDPの倍増という経済成長における国家的目標の達成にあたって貿易政策というツールが活用されることでもある。

貿易規制における主要な原則となるのは、これまで同様、市場メカニズムへのコミットメントと、規制措置が企業に与える負担の軽減に向けた努力である。

そのほか、次の諸事項も重要な原則となる：

製品の安全性、高い品質、競争力の確保、国際的な品質基準の遵守、測定・試験結果の国際的な承認。こうしたことが、世界市場におけるカ

ザフスタン産の商品・サービスの地位を強化する。

平等と公正、規模や発展段階にかかわらず、商業活動の主体に対して平等な条件を保障すること、国際ルールにもとづいた、差別的でなく、公正で開かれた商業システムの構築を奨励すること。

持続可能な開発への支援、責任ある消費と生産の原則の実現、環境保護、および適正な労働条件の確保。

これまでに行われた分析から、本コンセプトの戦略的ビジョンと目標の達成のためには、次に掲げる方向性に努力を集中する必要があることが明らかになっている：

**第1点**、現代的な貿易エコシステムの構築、グレーな貿易分野の透明化および生産性の向上；

**第2点**、国内製造業の成長および輸出促進のための条件整備；

**第3点**、消費者権利の全面的な保護、商品・サービスの安全性と品質の向上。

### 方向性1 現代的な貿易エコシステムの構築

現代的な貿易エコシステムの構築とは、貿易のデジタル・トランスフォーメーション、現代的で組織化された業態の発展、AIを基盤とする革新的な技術や分析作業の導入を前提とするものである。ここでの主たる方向性としては、透明性の高い商品表示・追跡システムの構築、バザールおよび卸売業のデジタル化、情報システムの統合、電子商取引および取引所取引の強化、さらにフランチャイジングおよび協同組合の発展などがある。これらの施策の実施によって、貿易の競争力向上、商品・サービスの品質向上、ならびに企業家および輸出事業者のための機会拡大が確保される。

### 目標1 貿易のデジタル・トランスフォーメーション

貿易セクターのデジタル化は、透明性、最適化、新規市場開拓、すべてのプロセスの信頼性、消費者の信頼獲得を実現することによって、新たなビジネスパラダイムへと向かう重要な推進力となる。電子タグから総合的なデータ記録・分析システムに至るまでの最先端デジタル技術を統合することによって、商業施設の完全なデジタル化、監視の機動性の向上、闇経済への効果的な対抗が可能となる。

### 課題1 商品の分類とコード化

現代のダイナミックな経済環境において、商品フローの正確な管理は、ビジネスの効率性を高める上で決定的な重要性を持つ。「国家商品カタログ」(以下、NKT)は、商品の移動の記録、監視および制御を最適化するためのツールとして機能するものである。これを導入することで、ミスや損失のリスク低減が促進され、調達プロセスが改善される。国際的経験と商品の用途にもとづく分類の原則に立脚したこのアプローチ

は、商品リソースの管理において高い透明性と効率性を保障する。これに関連して、カザフスタン共和国法「課税の諸問題についての若干の法令の変更および追加について」によって法「商業活動の規制について」が改正されている。この改正法は2026年1月1日より発効し、これにより、「電子政府」の情報化の対象というNKTの新たな位置付け、国内商業に従事する主体に対してその事業においてNKTを活用することを義務付ける要求事項が導入される。

1,000万項目を超える商品分類の調整を行い、この分類体系にもとづく調達プランニングシステムをスタートさせ、さらに技術規制の情報システムに対するAI技術の導入を行うことになる。

## 課題2 商品トレーサビリティシステムの改善

カザフスタンにとって、商品トレーサビリティシステムには戦略的に重要な意義がある。というのは、サプライチェーンの全体を通じて商品の移動の透明性とその確実な監視を確保するものであるからだ。これにより、偽造品の発生リスク低減、商品の品質向上、違反の迅速な発見が可能となる。

また、商品の移動状況を監視することが食糧安全保障に貢献するほか、品質および移動状況の機動的モニタリングによって違反をすみやかに発見し、リスクを未然に防ぐことができる。

ここにおいては、対象となる製品の範囲を拡大し、システムのスケーリングの問題や無表示商品の販売に対する責任導入の問題を検討して、商品の移動の全段階におけるトレーサビリティの仕組みを構築することになる。

## 課題3 統合型デジタル分析システム

現代のビジネスおよび国家管理において、データの効果的な利用は、根拠ある意思決定にあたってきわめて重要な役割を有する。分析ツールと人工知能技術の統合によって、大量の情報を迅速に処理するだけでなく、隠れた法則性を見つけ出すことが可能となっており、このことが取引プロセスの透明性向上とコスト削減を促進する。

この関連では、今後、デジタル化のメカニズムや中小企業の変革を集約する「貿易デジタルミラー」を構築し、迅速な分析と経営上の意思決定に対してAIを導入し、さらに国家情報システムとの統合を行うことになるであろう。

この情報システムは、「全国商品トレーサビリティシステム」、財務省国家歳入委員会、農業省、貿易・統合省技術規制・度量衡委員会、中央銀行その他のさまざまな情報源からのデータを統合するものとなる。すべてのデータは単一のデータベースに統合され、その後、AI技術を用いて処理されて、インタラクティブなダッシュボードの生成や経営上の意思決定に活用される。

当該情報システムは今後、次のような課題の解決を目指すものとなる：

輸出、輸入、生産のデータにもとづく貿易収支の算出；

大規模商業施設および商業バザールの情報システムへの登録状況および同システムにおける活動状況のモニタリング；

「社会的に重要な食料品」価格の監視および不誠実な中間業者の排除に向けた対策；

販売業者に対する消費者からの苦情の処理。

「貿易デジタルミラー」へのAIの導入によって、貿易プロセスの管理を手動からインテリジェントマネージメントに転換することが可能となる。

## 目標 2 取引所取引の発展

取引所メカニズムは今後、カザフスタンにおいて、現実の需給関係に則った客観的な価格指標の形成を可能とするものである。これにより市場参加者の信頼が高まり、独占や闇取引のスキームの影響が低減されるであろう。

### 課題 1 取引所取引の拡大と当該市場のデジタル化

大規模な取引所取引をより広い範囲の商品市場に導入し、これによって取引の透明性、取引手段へのアクセス性、および価格形成の客観性を向上させる。

この目的に沿って、統合的な商品取引所ITプラットフォームを構築する。このプラットフォームが、取引の自動監視、取引所指標の動向把握、および情報セキュリティの確保を可能にする。また、取引所価格の監視システムを導入し、主要商品グループごとのベンチマーク指数を策定する。これにより、カザフスタンの世界市場への統合が実現し、取引所メカニズムへの信頼が高まるであろう。

取引所取引は国内商品市場の不可欠な一部となり、結果として、グレーな経済セクターの縮小、競争の活性化が起こる。

### 課題 2 義務的契約登録制および決済クリアリング体制

取引の透明性と信頼性向上のために、商品取引所における契約の義務的登録制度を導入する。当該契約にもとづく債務の履行は、クリアリングセンターを通じてのみ行われることになり、これによって支払いの追跡可能性が完全に保証され、架空取引が排除されて、市場参加者は金融リスクから保護される。また、義務的クリアリング制の導入は市場の流動性を高め、決済を迅速化し、デフォルトリスクを最小限に抑える。このことは取引所システムの安定的な運営にとってとりわけ重要である。

取引所外契約の登録を行うことで、アクチュアルな情報基盤が構築され、国家機関が独占、価格操作、闇取引などを機動的に発見することができるようになる。また、商品フローのより正確な把握が可能となり、税務行政の効率が向上し、市場トレンドのより高度な分析を行うことが

できるようになる。将来的には、こうしたシステムが戦略的に重要な商品の全国価格指数の基盤となると考えられ、これによって生産者、消費者、規制当局にとっての客観的な指針が形成されるであろう。

### 課題3 「商品供給オペレーター」制度の創設と取引所ロジスティクスの発展

物流リスクを低減し、取引所取引の履行を保障することを目的として、「商品供給オペレーター」制度を導入し、さらに取引所参加者、運送会社、国家機関が参加する、物流プロセス調整のためのデジタルプラットフォームを構築する。こうしたことが、サプライチェーンの透明性確保、商品の移動の迅速な監視、想定される遅延へのタイムリーな対応を可能にするであろう。

2030年までに、取引所ロジスティクス・サービス基準を導入する。これにより、配送の信頼性が向上し、契約に示されている条件との不一致が排除される。また、物流ルート最適化、行政障壁の低減、通関手続きの簡略化に向けた措置を策定する。このことが商品流通を加速し、取引所の業務効率を向上させる。

総合的な取引所ロジスティクス・システムの構築によって、商品の輸送に伴うリスクを最小限に抑え、市場参加者の信頼を高め、国際貿易の発展にとって良好な条件を創出することが可能となる。

### 目標3 電子商取引の発展

今後、国内における電子商取引は、法的基盤の改善、企業家への支援、現代的な物流インフラの構築、国際的なEコマースプラットフォームへのカザフスタンの統合などを包含した、総合的なアプローチのもとで発展していくであろう。ここでの重要な方向性となるのは、「2027年までの電子商取引の発展のための行動計画」の実施、デジタル商取引に関する特別法の策定、Eコマースエコシステムに関する調査の実施、中央アジアのデジタル商取引ハブとしてのカザフスタンの確立などである。

### 課題1 「2027年までの電子商取引市場の発展のための施策計画」の総合的な実施

「電子商取引市場の発展のための施策計画」を一貫した形で実施する。この計画には、Eコマースインフラの整備、中小企業への支援、決済システムと物流の発展、ならびに法的環境の改善などが含まれている。また、事業者向けのデジタルサービスの拡充、カザフスタンのオンラインビジネスが国際市場に進出するためのインセンティブ創出に向けた取組みを強化する。ここで期待されるのが、国内経済における電子商取引のシェアの大幅な拡大、グローバルなEコマースプラットフォームへのカザフスタンの統合の強化、国内生産者のための輸出機会の拡大などである。

## 課題2 電子商取引エコシステムの調査

カザフスタンの電子商取引エコシステムの現状に関する総合的な調査を実施する。この調査には、決済システム、物流インフラ、法的基盤、国民のデジタルリテラシーなどへの評価が含まれる。本調査は、最初の「電子商取引の発展に関する国家報告書」執筆の基礎となるもので、この報告書が、今後の改革、法的基盤の近代化、ビジネスに有利な環境づくりのための基盤を提供することになる。調査結果から、Eコマース分野の企業家に対する国家支援体制の最適化、国際市場への参入プロセスの簡略化を行うことができ、さらに電子商取引に関する個別法の策定に向けた概念的基盤も得られる。

## 課題3 電子商取引に関する個別法の策定

電子商取引に関する特別法を策定する。この法は、すべての市場参加者にとって統一的で透明性の高いルールを定め、法的な空白地帯を解消してデジタルコマースへの信頼を高めるほか、マーケットプレイスの規制、消費者の権利およびクロスボーダー取引の保護を保障するものとなる。さらに、オンライン販売業者の義務的認証制の導入も予定されており、これによって闇経済の規模が縮小され、税収が増加する。Eコマースの発展は国際的な知見にもとづいて進むこととなり、グローバルなデジタル市場におけるカザフスタンの立場の強化が可能となる。

## 課題4 中央アジアの電子商取引ハブとしてのカザフスタンの発展

カザフスタンは、電子商取引のインフラを整備し、物流能力を拡大することによって、自国を中央アジアの電子商取引における重要ハブに変容させようとしている。このために、国内外の市場に向けた迅速な商品配送を可能にするマルチモーダル倉庫複合施設、物流センター、および受発注拠点のネットワークを構築し、さらにクロスボーダー取引の発展、物流の改善、通関手続きの迅速化に向けた国際的なパートナーシップ協定を締結する。デジタルソリューションや革新的なサービスの導入が、グローバルEコマースの分野におけるカザフスタンの競争力を高め、ビジネスにとっての新たな機会を生み出し、外国投資家の誘致を促進するであろう。

## 目標4 現代的な商業形態の発展

### 課題1 多様な商業形態の推進（小売チェーン、小規模店舗、バザール、ストリートリテールなど）

国内貿易の発展政策は、良好な条件の整備、デジタルプラットフォームの導入、国家支援、国内基準および国際基準の承認、商業インフラの近代化を基盤としたものとなる。

さまざまな商業形態は市場メカニズムによってその発展が決定付けられ、持続的な成長、競争力の向上、経済環境の変化への適応が実現する。

このようにして、あらゆる種類および形態の商業の発展に対する包括的な支援が保障され、さらなる成長とダイナミックな発展のための平等な条件が形成される。

### 小売チェーン

カザフスタンにおける小売チェーンの発展状況は、新たな市場環境への巧みな順応、イノベーションの積極的な導入、顧客ニーズ志向のアプローチを示すものである。

ESG（環境・社会・ガバナンス）原則の一貫した統合を継続することが、ビジネスの持続可能性を高めるだけでなく、企業のビジネスレピュテーションの強化にもつながり、意識が高く責任感のある消費者を惹きつけることになるであろう。

将来的に期待されているのは、大都市や地方拠点都市だけでなく、小規模市町村も含めた全国的な小売ネットワークがバランスの取れた発展を遂げ、国民が現代的な商業形態に平等にアクセスできるようになることである。

小売チェーン側は、調達プロセスの最適化のために、今後、商品・役務・サービスの調達に関する統一基準を積極的に導入し始め、このことがサプライヤーとの協力体制の透明性と効率性を向上させることになる。

### 小規模店舗

デジタル化のいっそうの進展とオンラインプラットフォームの発展によって、小規模店舗の電子商取引エコシステムへの統合が進み、当該業態が現代の市場環境に順応することが可能となる。

国家支援の提供、共同仕入れのための「近所の店」同士の協業体制の発展に向けた取組みも継続される。

商業協会組織によって、商品マージンのプライシングメカニズムを盛り込んだ「近所の店」向けのデジタルプロジェクトの策定が行われる。

こうしたアプローチの実現によって、仲介スキームを排して価格形成を最適化するとともに、小売チェーンやバザールと比較した場合の公正なマージンの確保が可能となる。

小規模店舗業態の発展は、便利で手早く済む買い物に対する需要の高まり、ならびに消費者の選好と市場状況との兼ね合いもとの進むことになるであろう。

### 商業バザール

商業バザール分野の発展のために、事業者および買物客にとって快適な環境の整備に向けた近代化事業が、2026年までに完了する予定である。

また、闇取引の削減、非現金決済の簡略化、価格形成の透明性向上を目的とするパイロットプロジェクト「デジタル・バザール」を国内の全

地域に拡大することが計画されている。

これらの措置の実施により、近代化のプロセスを完了させるだけでなく、バザールの活動の透明性を高め、現代的で多様な形態の商業をいっそう発展させるための条件が整備される。

### **見本市 (フェア)**

商業の重要な要素である見本市 (フェア) は、今後、商取引、文化、技術の分野における現代のトレンドを踏まえて発展することになる。より多様で統合された形態を持つものとなり、売り手と買い手に新たな機会を提供し、商取引や文化交流のための多機能で利便性の高いプラットフォームとなっていくであろう。

### **外食産業**

将来の外食産業は、より高い柔軟性と利便性を追求し、新技術を活用することによって、顧客ごとにパーソナライズされたユニークな体験を提供する方向へと発展していく。重要なことは、持続可能性、環境への配慮、健康、自動化、デジタル化といったトレンドが、成功するビジネスモデルの構築にとっての鍵となることである。これらのトレンドを取り入れることで、レストランやカフェは新規顧客の獲得と既存顧客のロイヤルティ維持を実現し、市場における競争力を維持することができる。

今後とりわけ重視されるのは、地元生産者に対する支援、中小企業と国内サプライヤーとの間の協業関係の発展などである。

こうしたことによって、ストリートリテール、自動販売機、移動販売店、ポップアップストア、専門キオスクなど、多様な販売形態を通じて、カザフスタンの商品を国内市場に展開するための好条件が生み出されることになる。

これらの販売形態の発展は、消費者の地元生産者の製品へのアクセスを容易にするだけでなく、事業者に対しては便利で効率的な販売チャンネルを保障するものとなる。

こうしたことが、現代的なマルチフォーマット環境の形成に向けた重要な一歩となり、生産拡大と顧客サービスの質の向上を促進するであろう。

## **課題 2 食品分野における卸売部門の強化**

大規模小売チェーンへのアクセスを持たない中小生産者の製品の販路の問題を解決するため、大都市近郊における食品卸売市場ネットワーク構築の事業を継続する。これにより、中間チェーンを最小化し、生産者のコストを減らして製品の利益率を向上させることができる。卸売市

場は重要な流通拠点として、チェーン店以外の小売店や外食産業に新鮮で高品質な製品を供給することになる。

それだけでなく、このようなシステムは、動植物検疫上の監視、必要書類の作成手続きなどを含む、効果的な品質管理も可能にする。

食品卸売市場の発展は、都市部において生鮮食品の入手しやすさを高め、中小生産者の持続可能な発展にとって有利な条件を創出する。結果として、地域の農業ビジネスへの支援だけでなく、国民に対する高品質で手ごろな価格の食品の供給も実現される。

国内各地域への卸売流通センターの建設を完遂することは、食品分野における卸売部門強化の重要な要素である。このイニシアチブを効果的に実行に移すため、商業インフラ整備への支援を含む、国家の支援策が定められている。

地方行政機関は、社会事業公社と共同で、最適な立地の選定、物流効率と輸送インフラの現状に対する評価のための指針を策定する。

### 課題3 フランチャイジングおよび協同組合の発展

フランチャイジングは、成功したビジネスモデルの拡大と販売ネットワーク拡大のための重要な手段の1つとなるものである。起業モデルとしてのフランチャイズは今後めざましく発展し、既成のビジネスソリューション、標準化されたプロセス、認知度の高いブランド活用の機会を事業者に提供するであろう。これはサービス輸出の促進にとってとりわけ重要である。というのは、フランチャイジングとは、最小限のリスクで国外市場に参入するための確立されたプラットフォームを提供するものだからだ。

現在カザフスタンにおいては、フランチャイジングを介したサービスの輸出はまだ初期段階にあり、まだ広く普及しているわけではない。まさに国内フランチャイジングの発展こそが、カザフスタンのサービスを国外に展開するための新たな地平を切り開くことになるであろう。これを促進するのが、フランチャイジングの諸関係をさまざまな側面から規制する各国家機関の権限の法的分担の明確化である。フランチャイジングを輸出チャンネルとして活用することで、各企業は自らのユニークなビジネスモデル、サービス基準、マーケティング手法を他国に展開することができるようになり、これがカザフスタン・ブランドの国際的な認知度向上につながる。これにより、中小企業は成熟した小売エコシステムに統合され、リスクを最小限化しつつ実績ある経営・マーケティング戦略にアクセスできるようになる。国内フランチャイズの発展は、専門的なビジネスプラットフォームの構築に向けた国家の支援策によって後押しされる。

ここでの国家政策が目指すところは、新たな商業フォーマットの開発の促進、ビジネスモデルの拡大、国際レベルでの国内企業の競争力強化である。今後はカザフスタンの企業家が、国外フランチャイズを導入するだけでなく、地域の特徴や消費者のニーズに合わせて開発した独自のフランチャイズを展開することも可能となる。

### 消費者協同組合活動の発展

消費者協同組合は、貿易セクターの事業者を結集させるうえでの重要な要素となる。これは、共同購入を効率的に組織化し、リソースの分配

とコストの最小化を可能にする。

共同調達においては、地域密着型店舗が持続可能性の向上の点で重要な役割を果たし、住民の雇用や小規模生産者の製品販売にも貢献する。そのほか、大企業の労働組合（ICTメカニズムを用いたもの含む）や消費者協同組合との連携によって、共同調達・消費の拡大と組織化を促進することも必要とされる。

農業生産者、食品メーカー、卸売事業者、地域密着型店舗の連携によって、物流コストと販売マージンを引き下げ、生産者からの直接共同購入を組織化して、商品の効率的な分配と中間業者の排除が可能となる。

商業協同組合の着実な発展の確保、物流能力の拡大、統一的な商品管理システムの構築のための商業協同組合に対する支援体制の整備といったことも行う。そのほか、農村部と都市部における商業協同組合・生産協同組合の発展に向けたパイロットプロジェクトを策定し、実施する。

デジタル化、イノベティブな商業モデルへの支援、官民パートナーシップによって、将来のカザフスタンにおける商業エコシステムの重要な要素である協同組合とフランチャイズの発展のために良好な環境の創出が可能となるであろう。

## 方向性2 国内製造業の成長および輸出促進のための条件整備

国内製造業の発展に向けた支援は、貿易政策の重要な方向性の1つである。これには、国内市場の保護と高付加価値製品の輸出促進という、相互に関連した2つの戦略的課題が含まれる。

この政策が目指すところは、従来の「買って売る」モデルから「作って売る」モデルへの転換である。これによって、国内市場に高品質な国産品を供給するだけでなく、非資源輸出を大幅に拡大することが可能となる。結果として期待されるのが、貿易収支の構造的転換、輸出における高付加価値製品の割合の増大、さらに輸入依存度の引下げである。

### 目標1 国内市場の保護

対外貿易政策の一環として、国内市場保護のための関税措置および非関税措置の適用を拡大する。

また、原料資源品の加工度引上げと製品製造のローカリゼーションを促進するため、原料品および基礎的素材品の輸出を抑制する一連の措置を実施する。たとえば、財政的手段、輸出関税の適用、国内市場における販売の直接的義務付けなどである。

このアプローチにおいては、「対外貿易政策と国際的な経済機関への参加の問題に関する省庁間委員会」のレベルにおける活動が予定されている。当該の「省庁間委員会」の枠組みのもとで、規制の目的に沿った、差別化されたシナリオと省庁横断的な国家支援措置を実施するために必要な分析が行われる。

地経学的な混乱が増し貿易対立が激化するなか、とりわけ重要となっているのが、第三国の通商政策への機動的対応を通じて柔軟で先を見越

した貿易政策を実行することである。こうした状況においては、通商上の障壁の最小化と国益の保護を目指す協議や交渉の実施が、きわめて重要な手段となる。

## 課題1 保護措置の導入

国内生産者保護の重要な方向性の1つとなるのが、カザフスタン製品に対して第三国が適用する制限措置への対抗である。そのための手段として、現在の世界貿易の情勢下において経済的な国益を保護し、国内輸出事業者の立場を強化するための二国間協議、多国間枠組みやWTOメカニズムへの参加がある。

EAEU法のEAEU加盟国による履行状況のモニタリング、さらには、加盟各国の法令案がEAEU域内市場における障害の分類と障壁および制限の撤廃認定のためのメソッドにのっとりEAEU条約、国際条約およびEAEU法を構成する各文書との間に整合性を有しているかの確認作業を継続する。

カザフスタンは、我が国の経済にとって重要な意味のあるWTOの争議（EU～中国、中国～米国・カナダ、トルコ～中国のそれぞれの間のもの）に、第三の利害関係者として引き続き参加する。こうしたアプローチをとることで、カザフスタンは、判例の動向フォロー、通商政策の構築における仲裁部会の決定への配慮、さらには国際貿易システムにおける法的立場の強化を実現することができる。

## 課題2 非関税措置の導入

不安定な世界の政治情勢が国際市場における価格急騰を招き、これがカザフスタン産品の輸出増加として跳ね返っている状況のもと、国内市场において特定の商品の供給不足が発生するリスクがあり、結果として国内物価の急上昇が起こるおそれがある。こうした状況下において、通商政策は、食料品その他の物価の安定性を確保し、カザフスタンの消費者の利益を保護することを目指すものとなる。

特定の品目について、その価格が急騰して結果的に同種の製品を生産する国内事業者の事業に悪影響が及ぶ場合、または輸入にあたって不当な量的拡大や価格引下げが認められる場合には、そうした品目の輸入制限という形の非関税規制措置が講じられる。

そのほか、国内市场において特定の商品に深刻な不足が生じた場合には、主務官庁の提案にもとづいて、品不足や価格急騰の防止を目的とした商品の輸出制限措置を導入することもありうる。

また、安全でない製品の輸入から消費者を保護するために、しかるべき分析検査能力の整備に向けた措置も講じられる。この点においては、地域の特徴を考慮に入れたうえで、すべての産業分野における検査機関の充足度を分析し、物的・技術的基盤をデジタル化していくことが予定されている。この分析作業の結果が、検査体制の整備、検査機関の近代化、および職員の能力向上のための基盤となる。

### 課題3 関税による規制措置の導入

対外経済活動を規制する次の重要な手段となるのが、関税による規制措置の積極的な適用である。その目的とするところは、国内の生産者／消費者の利益の保護、国民経済の多角化、技術集約型製造業および高付加価値製品製造業の発展の保証、良好な投資環境の確保、国家予算への歳入確保などである。

カザフスタンは、EAEU加盟国として、当該の分野における適切な意思決定、たとえば「EAEU統一関税率表」にもとづく輸入関税率の運用／改正に関する決定などを前提とした、統一関税政策の形成に参画している。

カザフスタンから輸出される商品に対しては、輸出関税が適用される。輸出関税の対象となる商品の一覧とその税率は国内法がこれを定めている。関税率の変更と承認は、対外貿易の効率の指標、世界市場の動向に応じて、さらにカザフスタンがEAEUおよびWTOの枠組みのもとで引き受けた義務にもとづいて行われる。

輸入関税および輸出関税の適用によって、商品輸出入取引の規制、カザフスタン国内市場の保護が可能となり、さらに、国産品の競争力向上を目指すカザフスタン経済の進歩的構造改革が促進される。

国内生産者と消費者の双方の利益を最大限に保護する柔軟な関税政策は、ますますその重要性を増している。

このように、カザフスタンは通商政策におけるあらゆる手段を用いて、国内市場の保護、国内生産者の競争力確保、国際貿易における立場の強化を図っている。

### 目標2 非資源輸出の促進

カザフスタンが掲げる野心的な戦略的な課題が、非資源輸出の積極的推進を通じて国際市場における自国の立場を大幅に強化することである。このために国家は、資源依存型経済モデルから革新的で競争力があり持続可能な生産システムへの転換を計画している。

ここでは、付加価値の高い製品の割合を増やすことに重点が置かれる。これが経済の多角化を保証し、その生産ポテンシャルを強化して、外からの脅威に対する耐性を向上させる。この目標を達成するため、輸出支援システムの総合的な変革が予定されている。たとえば、補助金や特別投資プログラムを通じた製造業への刺激策、さらに非金融的ツールの整備、すなわちマーケティング支援、輸出分析、インフラ、物流などである。

非資源輸出の着実な拡大に向けた条件整備に向けて、新たな戦略的ベクトルが導入されている。ここでの取組みの焦点となるのは、地域の特徴や経済ポテンシャルを考慮に入れて、有望と思われる輸出市場を発展させることである。特に注目されるのが、効果的な輸送回廊の形成である。これにより、加工度の高い製品をよりシステムティックかつ効率的に国外市場に向けて展開することが可能となる。

## 課題1 輸出システムの制度的整備、地域との連携強化

輸出の規制および支援のために持続可能な枠組みを構築することは、カザフスタンの輸出政策を体系的に実施するうえでのきわめて重要な条件である。ここで重点が置かれるのが、法的基盤の改善から地域インフラ開発に至るまでの、あらゆるレベルにおける非資源輸出支援メカニズムの制度的強化である。

輸出事業者が遭遇する障壁に機動的に対応することを目的として、輸出対策本部による活動を強化する。この輸出対策本部は、主務官庁、開発機関、および各分野を管轄する省の間の行動の調整を行うもので、ここには、未開拓の輸出ポテンシャルを持つ企業に関する機動的な意思決定ということも含まれる。こうした製造業支援を、中央の国家機関と産業別機関の戦略計画に組み込むことになる。

カズトレードは、行政障壁や規制障壁の解消、諸手続きの標準化、取引コストの削減に向けた支援を行う。

輸出を効果的に推進するには、対外経済活動のプロセスに国内各地域を積極的に巻き込んでいく必要がある。この課題解決の一環としてカズトレードの代表事務所は、質の高い輸出振興事業を展開するために各地域向けの説明事業を行うことを予定している。

ここでの共同作業の中身となるのは、コンサルティングおよび分析による支援、輸出志向型企业への支援の提供、研修イベントの開催、輸出契約書の作成支援などである。

そのほか、全国水準の経済産業特区の振興の問題に関する専門家会議にカズトレードが参加することも検討される。これが実現すれば、高付加価値を創出する輸出志向型産業に対する国家支援策の集約が可能となるであろう。

これらの措置の実施により、非資源輸出の着実な拡大に向けた制度的基盤が構築され、あらゆる統治レベルにおける効果的な連携が確保されることになる。

## 課題2 サービス輸出の振興

サービスの輸出は、非資源輸出とマルチプルな経済成長の主要な原動力の1つとなるものである。今後、対外貿易活動の規制を担当する主務官庁が各産業別国家機関と共同で、優先サービス分野（石油サービス、IT、エンジニアリング、クリエイティブ産業、建築、教育など）別の施策を立ち上げ、ここにしかるべき目標および施策を国家プログラムに必ず盛り込むことになる。

戦略的分析とデジタル化からコスト補償や能力開発に至るまでの、サービスの輸出の促進に向けた総合的なアプローチを実施する。ここでの主たる施策となるのは、輸出ニッチの体系的な分析、国外市場に合わせたサービスのローカライズやパッケージ化、フランチャイズ展開、B2Bミッションや国際見本市への参加、アクセラレーション・教育プログラム、マーケティングや認証に要する費用の補償などである。こうした施策が、カザフスタンの高付加価値サービス輸出の着実な成長を可能にし、輸出アジェンダの実現に対する各産業別省庁の責任を強化することになるであろう。

### 課題3 市場調査と輸出志向型中小企業の立上げ

非資源輸出を持続的に発展させるには、国外市場への進出の全段階における綿密な分析と体系的なビジネス支援に重点を置く必要がある。これに関連して、カザフスタン企業にとっての優先的相手国、商品ニッチ、輸出機会を特定すべく、定期的な市場調査と国外市場分析を実施する。さらに、得られたデータにもとづく戦略的コンサルティング、マーケティング戦略策定、ターゲット市場参入のための効果的なビジネスモデルの選択などを通じて、輸出前段階における中小ビジネスの企業価値形成を行う。

また、カズトレード・アカデミーを拠点として、中小企業に対する産業別・国別の教育・実践的研修を実施する。中小企業の側は、認証取得、製品のローカライズ、ブランドパッケージング、販売代理店の開拓、国際的B2Bミッションへの参加といった実践的手段の提供を受けることになる。「ターンキー」方式による包括的なフランチャイズ・パッケージと、輸出市場進出にあたってのサポートも提供される。

特に重視されるのは、「作って売る」モデルにもとづく輸出ビジネスの構築、たとえば、既成の技術ソリューションやカザフスタン産の原材料・部品を用いて、地下資源利用企業を拠点に新たな製造業を興すことなどである。ここでは、オフテイク契約や開発機関と共同作成した事業計画にもとづく支援などが提供される。

輸出促進の施策には、国際通商ミッション、産業別見本市、ビジネスフォーラムへの国内企業の参加を拡大することも含まれている。重要な見本市へのナショナルブースやブランドゾーンの設置は、カザフスタン製品の認知度向上、直接販売ルートの確立、輸出先地域の拡大につながる。こうした総合的な取組みの実施によって、輸出活動の拡大に向けた強固な基盤が形成され、中小企業のグローバル市場への一貫した進出が保障されることになる。

### 課題4 マーケットプレイスを通じてのカザフスタン製品の輸出促進

国際的な電子商取引プラットフォームにおけるカザフスタン製品・サービスのプロモーションに向けた一連の施策を実施する。各企業は償還ベースで支援を受けることになる。支援の範囲は、マーケットプレイスへの登録、コンテンツのローカライズから、マーケティング支援、物流、オンライン事業への参加にまで至る。

### 課題5 輸出支援のための国外ネットワークおよび通商インフラの整備

国外における輸出支援インフラを整備することも、輸出政策の重要な要素である。たとえば、中国には、成都、上海におけるパートナーオフィス、江蘇省の展示場、ウルムチの通商代表部などがすでに開設されている。ドバイには「Qazaq Trade House」があり、中東市場におけるカザフスタン製品の販売促進を後押ししている。今後は、通商代表部、デジタルプラットフォーム、ロジスティクス・チャンネル、国外の直接販売促進ルートなどを網羅した、現代的な輸出インフラの整備が計画されている。

中国については、大規模な経済中心地（北京、上海、深圳、成都、ウラムチその他の都市）を対象として、一連の地域別輸出マーケティング戦略の策定を行う。

## 課題6 特恵通商協定ネットワークの拡大

非資源輸出およびサービス輸出の拡大に関する課題解決の一環として、カザフスタン製品・サービスの国外市場進出にとって良好な条件の整備を、特恵通商協定、いわゆる自由貿易協定のネットワーク拡大を通じて行う。

カザフスタンの特恵貿易協定は現在、東南アジア、中東、南東ヨーロッパの各地域における多くの国々を網羅している。2015年以降、カザフスタンはEAEU加盟諸国と共同で、ベトナム、セルビア、イランとの間に自由貿易協定（FTA）を締結した。それとともに本年は、ユーラシア最高経済評議会会合の場において、EAEUとUAEとの間の経済連携協定、ならびにモンゴルとの暫定自由貿易協定が調印された。現在は、インドネシアとの間でFTA締結に向けた交渉が進められているほか、FTAの新たなパートナー候補の選定作業も行われている。

また、カザフスタンのEAEU加盟前に締結された一連の二国間FTA（アゼルバイジャン、ジョージア）やCIS自由貿易圏創設条約も施行されている。

カザフスタンは、シンガポールおよびCIS加盟諸国との間においても、サービスの自由貿易および投資に関する協定を締結している。UAEとの間でも、サービスの貿易および投資に関する協定の締結に向けた交渉が行われている。

今後の交渉と将来のFTA締結によって既存のネットワークが拡大し、すでにカバーされている地域との関係も質的に強化されるであろう。

カザフスタンのサービス・サプライヤーの進出に有利な条件を確保し、外国投資の保護のレベルを引き上げるために、最適な市場や競争力ある市場の開拓が継続されることになる。

## 課題7 AIを基盤とする輸出・貿易のデジタルエコシステム

24時間365日利用可能なインテリジェント輸出コンサルタントを、独立したモジュールとして導入する。これは、支援策、ロジスティクス、通関手続き、国外市場の要求に合わせた製品のローカライズなどについて、各企業に個別的なアドバイスを提供するものである。また、[export.gov.kz](http://export.gov.kz)ポータルの近代化を行い、カザフスタン輸出事業者の最新登録簿へのオープン・アクセスを確保するとともに、外国の顧客との間のデジタルコミュニケーションチャンネルを構築する。

このプラットフォームは、輸出に関する意思決定の精度を高め、不確実性を低減し、グローバル市場におけるインテリジェントプレイヤーとしてのカザフスタンの地位を強化するための基本ツールとなる。当該ソリューションは、データドリブンエコノミーへの転換の基盤を提供し、輸出政策、産業トランスフォーメーション、国内のデジタル的発展を相互につなぐものとなる。

## 課題8 金融支援措置

金融的手段は、輸出ポテンシャルを後押しするうえで依然として重要な要素であり続けている。保険、保証、輸出前および輸出時の貿易金融の活用を強化する。「カザフスタン輸出信用エージェンシー」の資本増強を行ってキャパシティを拡大することで制度の安定性を確保し、一方で輸出事業者らは、より積極的に国際入札に参加し、契約上のリスクを減らし、輸出取引締結段階においても支援が受けられるようになる。また、国外の銀行を介した貿易金融によって、外国の買手にとってより魅力的な条件を作り出して、販路を拡大する。

特に重視されるのが、輸出前融資、すなわち、売掛債権保険付きの優遇条件による流動資金の提供である。ここではカズトレードが、有望プロジェクトの選定から情報・分析支援に至るまでの制度的支援を行う。また、マーケティング、認証、見本市出展、ロジスティクスの費用に対する助成など、輸出促進のための総合的な償還型の支援モデルも想定されている。

## 方向性3 消費者の権利の全面的な保護、商品・サービスの安全性と品質の向上

消費者の権利の全面的な保護、商品・サービスの安全性と品質の向上は、公正で透明性のある貿易環境を構築するうえできわめて重要な条件である。ここでの主たる方向性には、消費者権利保護の強化、効果的な基準制定と管理体制を通じた製品の安全性向上、商品・サービスの品質向上メカニズムの導入などがある。効果的な規制、モニタリング、認証の仕組みの整備が、商業システムに対する国民の信頼を高め、公正な競争の発展を促して、消費者の快適性と安全性のレベルを向上させることになる。

### 目標1 消費者権利保護に対する満足度の向上

#### 課題1 効果的な消費者権利保護を目的とする法律の採択

消費者権利保護の水準に対する満足度を高めるために、消費者権利の総合的な保護を保障し、電子商取引分野を含めた明確な消費者権利保護メカニズムを確立するための法改正を行う。

当該分野へのオンブズマン制度の導入など、消費者権利保護における社会的諸制度の役割を強化する。オンブズマンとなる者には特別な公的地位が与えられ、社会の調整役となり、国家政策の形成や法令草案の起草にも参加する。

また、違反事項に対する企業の責任を強化するための規範も制定し（請求額の10～50%の罰金という形による事業者の民事責任の導入）、企業が自主的に違反を是正、防止するよう動機付ける。

消費者権利保護の基本原則をあらゆる経済分野に波及させる。これにより全面的な保護が保障され、消費者と国家機関との間の効果的な連携手段が形成される。

## 課題2 消費者権利保護のための統一情報システムの改善

効果的な消費者権利保護と商業の発展を実現するため、人工知能技術を用いて消費者からの申立ての受付・処理を行うデジタルプラットフォームを構築する。

このシステムにより、企業代表者、消費関連争議を取扱う裁判外紛争解決機関、市民団体、協会、国家機関に対する市民の側からの迅速かつ簡便なアクセスが確保される。

AIシステムは、市民に対してその権利に関する助言を行い、苦情の自動処理と解決策の提案を行うほか、商品・サービス市場における構造的な違反の発見にも従事する。こうしたことにより、消費者と事業者は商品の欠陥や品質に関する情報を迅速に入手して、発生した争議の解決にあたることができる。また、企業と国家機関は、消費者権利保護分野にある構造的な問題を突き止め、解決を図ることができるようになる。

## 課題3 市民団体の役割の強化 社会プロジェクト「サパル・オニム」(高品質製品)の実施

「サパル・オニム」プロジェクトの実施には、消費者権利保護にたずさわる非政府セクター、地方の行政機関および立法機関代表者、消費者権利保護に関する法令違反の根絶と、秩序ある競争を発展させる条件の創出を目指すビジネス・コミュニティが参画する。

当該プロジェクトは、市民監視のもとでの独自検査、分析検査、公開討論などによって実施される。これらが目的とするところは、不誠実な生産者を特定し、市場における品質基準を向上させることである。

国民の消費者としてのリテラシー向上のため、市民監視の結果に関する幅広い報道、情報キャンペーン、ウェビナー、相談会なども実施する。

今後実施されるこれらの活動により、市民は自らの権利とその保護の仕組みをより良く理解することができるようになり、企業側の消費者に対する責任意識も向上するであろう。

## 目標2 商品・サービスの安全性と品質の確保

技術規制システムは、製品の品質、消費者の安全、国内経済の競争力を確保するうえで重要な役割を果たしている。グローバルな貿易環境のもと、規格や認証は、国内における規制の手段であるのみならず、製品の国際市場へアクセス獲得にとってもきわめて重要な要素となっている。

カザフスタンは、適合性評価、標準化、度量衡管理のシステムの整備を積極的に行い、国内基準を国際的要求事項に適合させることに努めている。しかしながら、今後の発展にとって必要なのは、基準の導入状況をモニタリングする仕組みを改善し、度量衡と認証の分野における法的基盤と国際協力を強化することである。技術規則の制定、さらに既存の技術規則の改善または改正を行うことが、生産され、販売される製品の安全性のレベルを向上させる。これらの措置が、市場の透明性を高め、消費者の権利を保護するとともに、国産品の国外市場参入を容易にするための条件整備を可能とするであろう。

## 課題1 標準化システムの改善

国家規格の策定プロセスをデジタル化することによって、規格の策定、合意形成、導入に対するアプローチを変革し、適応のプロセスを加速するとともに、企業と国家機関にとっての透明性、利便性、アクセシビリティを保障することが可能となる。このために、E-KTRM情報システムを基盤として、E-標準化オンラインプラットフォームの構築を行う。

策定のプロセスの一環としての国家規格の義務的導入のメカニズムは、医療保健、農業、教育、道路交通安全、公共交通・旅客輸送、住宅・公共サービスなど、社会的に重要な経済分野に多大な影響を与えることになる。その結果として期待されるのが、提供されるサービスと商品の品質および安全性の大幅な向上である。これは国民の福祉と経済の持続可能な発展に直接反映されるであろう。

## 課題2 電子商取引における技術規制上の要求事項の遵守に関する法的規制

電子商取引の拡大にともない、安全性に対する所定の要求事項を満たさない製品が流通するリスクが高まっている。とりわけ問題なのが、認証が義務付けられている商品である。こうしたことから、販売業者と電子商取引プラットフォーム運営者に対して、所定の要求事項への適合性を証明する文書（証明書、適合性宣誓書その他の形態の適合性判定書）を有する製品のみを掲載、販売する直接的な義務が課されることとなる。

それだけでなく、適合性を証明する文書の有効性を確認する仕組みや、電子商取引プラットフォームの技術規制情報システムへの統合、さらに要求事項の不遵守に対する責任追及の措置、たとえば未認証製品や危険な製品を販売した販売業者やそれを容認したプラットフォームに対する制裁などの措置の導入が予定されている。

これにより、一貫した消費者保護、電子商取引市場における商品の品質の向上、デジタル商取引における国内規制と国際的要求事項との調和のための条件が整備されることになる。

## 課題3 輸出志向性と経済発展の優先事項を考慮に入れた新たな認定・適合性評価スキームの導入

カザフスタンの国際貿易への統合が進むなか、とりわけ重要になりつつあるのが、国内の認証書類および適合性評価結果の国外における認定の問題である。このために必要とされているのが、輸出ポテンシャルの高い部門の特性を考慮に入れた、柔軟で輸出志向型の認証スキームの策定である。

カザフスタン製品への信頼を高め、国外市場への参入を容易なものとするため、産業育成およびイノベーション開発の優先事項を踏まえて、認証機関と試験所の認定を行う。ここには、ターゲットとなる輸出市場の要求事項に対する製品の適合性評価に関するこれらの機関の権限の拡大も含まれる。

#### 課題4 「アジア太平洋認定協力機構 相互承認協定」(APAC MRA)の枠組みにおける認定分野の拡大

「アジア太平洋認定協力機構 相互承認協定」(APAC MRA)への加盟範囲が拡大されれば、カザフスタンの認証機関、試験所、検査機関の認定結果が、国外での再評価・再認証なしに、同協定加盟国によってより幅広く認定されるための基礎が築かれるであろう。このことが特に重要となるのは、製品の品質や安全性に対して数多くの要求事項が課されるアジア太平洋地域の市場への進出を目指す輸出事業者にとってである。

この課題に沿って、「国立認定センター」の認定範囲の拡大に向けた技術的・制度的準備を行う予定である。たとえば、プロセスのアップデート、国際規格ISO/IEC 17011への適合性確保、監査官のスキル向上、デジタルインフラの近代化、国際評価ミッションによる審査の受入れなどである。

そのほかにも重要なのは、APACとの間に積極的な連携体制を構築すること、関係する各適合性評価機関を上記の準備プロセスに参画させることである。APAC MRAにおける認定範囲が拡大されれば、輸出志向型産業発展へのさらなるインセンティブが生まれるとともに、グローバルな技術規制システムにおけるカザフスタンの立場も強化されることになる。

#### 課題5 技術規制・認定・適合性評価プロセスのデジタル化と最適化—情報およびサービスの透明性とアクセシビリティの向上

現時点では、次のような技術規制の主要構成要素を統合した、単一のデジタルプラットフォームが導入済みである。すなわち、規格・技術規則登録簿、認定機関・試験所データベース、認定・認証申請書電子申請・追跡システム、自動文書検証モジュールなどである。

デジタルインフラの改善に向けて、上記プラットフォームと他の国家情報システムとの統合を進めるほか、企業と国家とのデジタル連携のためのインターフェースの構築も行う。ここで重要な要素となるのが、適合性評価結果や有効な証明書などの重要情報へのオープン・アクセスを保障することである。このことが消費者および外国の貿易パートナー側からの信頼を向上させる。

技術規制関連のデジタルインフラを近代化することにより、リスク管理や産業育成の優先事項に関する国家の分析能力が向上し、企業のコスト削減、手続きの迅速化、より透明で顧客志向の技術規制システムの構築が実現されるであろう。

#### 課題6 安全でない製品の流通の発見と阻止

製品の安全性の問題が最優先されることに変わりはない。ここで必要とされるのが、国家管理手段を用いて、技術規制の要求事項を満たさない製品の流通リスクを最小限に抑えることである。これは、没収、販売禁止などの形でそれらの製品の拡散を未然に防ぐべく、迅速かつ機動的な対応をとることによってなされる。また、企業の「遠隔監視」の原則にもとづく新たな監視形態も導入される。監視機関は、リスク管理システムにもとづいて企業を事前に「診断」することができるようになる。

モニタリング(書面審査)の手法によれば、情報システムを通じて、被監査主体の活動状況に関する情報の収集、処理、分析、活用を恒常的

に行うことが可能となる。ここで目的とするのは、被監査主体の活動に国家が過度に介入することなく、また同時に汚職の入り込む余地をも排除して、法の要求事項に対する違反を発見することである。

不適合製品の数量、発生源、販売場所を特定するための「捜査」の体制を導入し、これによって、最短期間のうちに不適合の影響の最小化と事業者・消費者の権利回復に向けた対応をとることが可能になる。

技術規制および度量衡の分野における法的規制の改善、新たな監視メカニズムの導入、事業者と認定機関の活動の透明性の確保によって、事業運営のリスクを軽減し、国内市場で販売される製品の安全性を高めることが可能となる。

さらに、正しくない測定結果から消費者を守るために、個別パッケージ済みの商品や、商取引の際に受け渡される商品についての計量の統一の保障に関する法的要求事項に違反した場合の責任追及の制度を導入する。

## 課題7 度量衡インフラの整備

度量衡システムの改善は、国際市場におけるカザフスタン製品の競争力を高めるうえで重要な要素となる。その主たる目的は、測定の精度と信頼性の向上、通商上の技術的障壁の解消、国際基準に対する適合性の保障、消費者の権利保護などである。これらの措置を講じることは、イノベーションの促進や世界経済における我が国の立場の強化にも貢献するであろう。また、測定器較正機関に対する要求事項の厳格化、たとえば国際規格遵守の義務付け、独立監査の導入、専門家の定期的認定更新などが、度量衡の分野におけるカザフスタンの地位を強化するであろう。国家は較正機関の活動に対する監督を強化し、形だけの較正や「グレー」なスキームを排除する。さらに、個別パッケージ済み商品の量目が商品表示に一致することも保障される。

統一測定器一覧の作成が、測定手順の効率性を確保するものとなる。これにより、測定方法の重複や不適合が解消され、製品の認証および適合性証明のプロセスが加速される。

測定の精度と信頼性を確保するため、新たな度量衡センターを設置し、標準器の更新、試験所の近代化を行う。これらの措置によって、較正および試験のプロセスが迅速化され、国外試験所への依存度が低減されて、我が国の度量衡システムに対する国際的な信頼が強化される。

「国際法定計量機関」への統合のために、測定器の国際認証システムへの参加を目指す取組みを行う。これが実現すれば、カザフスタンの企業は計量試験の結果を国外で認定してもらうことができ、国際市場へのアクセス獲得が可能となる。

国外市場における国産品の競争力向上のために、カザフスタンの測定能力に対する国際的承認の拡大を目指す施策を実行する。ここでは、測定結果の相互承認に関するプロジェクトへの積極的な参加のほか、国際的な標準化・度量衡機関との間のパートナーシップ関係の強化も計画されている。

## 第6章 数値目標および期待される成果

コンセプト実現の効果は以下の数値目標によって測られる：

- 1) 卸売業および小売業の物販量；自動車およびオートバイの修理、前年比%：2025年-107%、2026年-108.7%、2027年-109.5%、2028年-109.8%、2029年-110%、2030年-110.2%；
- 2) 卸売業および小売業における労働生産性累積成長指数；自動車およびオートバイの修理：2025年-121.9%、2026年-131%、2027年-141.8%、2028年-153.9%、2029年-167.2%、2030年-171%；
- 3) 固定資産への投資：2025年-1兆2,220億テンゲ、2026年-1兆4,850億テンゲ、2027年-1兆8,850億テンゲ、2028年-2兆3,254億テンゲ、2029年-2兆8,646億テンゲ、2030年-2兆7,000億テンゲ；
- 4) 卸売業および小売業における非観測（闇）経済の割合；自動車およびオートバイの修理：2025年-3.02%、2026年-2.92%、2027年-2.82%、2028年-2.78%、2029年-2.62%、2030年-2.42%；
- 5) 規格品の取引所取引の割合の増加（2023年比）：2025年-10%、2026年-20%、2027年-21%、2028年-23%、2029年-25%、2030年-27%；
- 6) 小売業全体に占める電子商取引の割合：2025年-15%、2026年-15.5%、2027年-16%、2028年-17%、2029年-18.5%、2030年-20%；
- 7) 現代的な商業形態の割合の増加：2025年-44%、2026年-51%、2027年-56%、2028年-64%、2029年-70%、2030年-72%；
- 8) 非原料資源品の輸出高：2025年-410億ドル、2026年-423億ドル、2027年-438億ドル、2028年-466億ドル、2029年-494億ドル、2030年-520億ドル；
- 9) 消費者権利保護に関する政府規制の効果の水準：2025年-74.7%、2026年-75.9%、2027年-77.1%、2028年-78.3%、2029年-79.5%、2030年-80.7%；
- 10) カザフスタン共和国の標準器の国際的に認められた測定能力の伸び（2023年比）：2025年-3.4%、2026年-5.9%、2027年-7.6%、2028年-10.2%、2029年-12.8%、2030年-14.5%。

備考：コンセプト実現行動計画は、本コンセプトの附属書にしたがって実施される。

2030年までの  
カザフスタン共和国  
貿易政策コンセプト  
附属書

**2030年までのカザフスタン共和国貿易政策コンセプト  
実現のための行動計画**

No.	改革／主要施策の名称	完了形態	完了 期限	遂行担当機関	2025～2030年の 資金額 (100万テンゲ)	資金源
<b>方向性 I 現代的商業エコシステムの構築</b>						
数値目標 1 卸売業および小売業の物販量；自動車およびオートバイの修理、前年比%：2025年-107%、2026年-108.7%、2027年-109.5%、2028年-109.8%、2029年-110%、2030年-110.2% 数値目標 2 卸売業および小売業における労働生産性累積成長指数；自動車およびオートバイの修理、2022年を100として：2025年-121.9%、2026年-131%、2027年-141.8%、2028年-153.9%、2029年-167.2%、2030年-171% 数値目標 3 固定資産への投資：2025年-1兆2,220億テンゲ、2026年-1兆4,850億テンゲ、2027年-1兆8,850億テンゲ、2028年-2兆3,254億テンゲ、2029年-2兆8,646億テンゲ、2030年-2兆7,000億テンゲ 数値目標 4 卸売業および小売業における非観測（闇）経済の割合；自動車およびオートバイの修理：2025年-3.02%、2026年-2.92%、2027年-2.82%、2028年-2.78%、2029年-2.62%、2030年-2.42%						
1.	商品カタログ統一フォーマットの導入	国家商品カタログの開始	2026年	貿易・統合省	-	-
2.	商業および消費者権利保護情報システムの導入	遂行作業証書	2029～ 2030年	貿易・統合省	754.6	共和国 予算
3.	技術規制情報システムの情報システム「ケデン」との統合	ポータルサイト「Smart Bridge」を介しての統合	2025年	貿易・統合省、財務省	-	-
4.	表示とトレーサビリティが必須とされる商品についての、識別マークコードのない商品の販売に対する行政責任の確立	法「商業活動の規制について」の改正	2026年	貿易・統合省	-	-
5.	試験実施のためのAI「ラボ設備選択バーチャルサポーター」の導入	ラボ設備選択におけるAIの利用	2026年	貿易・統合省	-	-

数値目標5 規格品の取引所取引の割合の増加（2023年比）：2025年-10%、2026年-20%、2027年-21%、2028年-23%、2029年-25%、2030年-27%						
6.	取引所商品リストの拡大（建設資材、農工複合体商品）商品取引所での販売が必須とされる商品（石油製品、セメント、小麦、砂糖、小麦粉、ジャガイモ、大麦）の最小数量および割合の増大を含む	2025年2月26日付MTI省令第142号「取引所商品リストの承認について」	2025年	貿易・統合省、農業省、国家経済省、工業・建設省、エネルギー省、競争・保護発展庁（合意による）	必要ない	-
数値目標6 小売業全体に占める電子商取引の割合：2025年-15%、2026年-15.5%、2027年-16%、2028年-17%、2029年-18.5%、2030年-20%						
7.	電子商取引エコシステム調査の実施	内閣官房への情報提出	2029～2030年	貿易・統合省、関係国家機関	204.0	共和国 予算
8.	電子商取引発展の制度的メカニズムの導入	法規文書の採択	2027年	貿易・統合省、関係国家機関、カズトレード（合意による）	必要ない	-
9.	電子商取引インフラ（フルフィルメントセンター、保税倉庫、ピックアップポイント）の整備	内閣官房への情報提出	2025～2030年	貿易・統合省、運輸省、国家経済省、財務省、地方行政機関	必要ない	-
数値目標7 現代的な商業形態の割合の増加：2025年-44%、2026年-51%、2027年-56%、2028年-64%、2029年-70%、2030年-72%						
10.	商業バザールの近代化	内閣官房への情報提出	2025年	貿易・統合省、地方行政機関	40,000.0	民間投資
11.	現代的商業形態の構築および拡大のための融資についての利息分の助成および融資保証	中小企業への国家支援	2025～2030年	貿易・統合省、地方行政機関、DAMU（合意による）	15,270.1	共和国 予算
12.	フランチャイズセクターの中小企業を結集させるメカニズムの決定	法規文書の改正	2027年	貿易・統合省、国家経済省、アタケメン（合意による）	必要ない	必要ない
13.	アクモラ州ブランディ地区畜産コンソーシアムおよびアスタナ市商業施設との協力によるパイロットプロジェクトの実施	パイロットプロジェクトの始動	2026～2028年	貿易・統合省、カズスタンダルト、カズトレード（合意による）	4,490.0	民間投資
14.	農業製品生産者、小売業、物流企業の協力インフラの構築	パイロットプロジェクトの始動	2026～2028年	貿易・統合省、カズトレード（合意による）	235.0	民間投資

方向性II 国内製造業の成長および輸出促進のための条件整備						
数値目標8 非原料資源品の輸出高：2025年-410億ドル、2026年-423億ドル、2027年-438億ドル、2028年-466億ドル、2029年-494億ドル、2030年-520億ドル						
15.	貿易措置の導入	UNECEの決定	2025～ 2030年	貿易・統合省、工業・建設省、財務省、アタケメン（合意による）、関係国家機関	必要ない	-
16.	非関税措置の導入 （禁止／数量制限 [割当量]）	国家機関による命令の採択 （管轄による）	2025～ 2030年	貿易・統合省、工業・建設省、農業省、保健省、エネルギー省、内務省、アタケメン（合意による）、関係国家機関	必要ない	-
17.	関税・タリフ措置の導入	UNECEの決定	2025～ 2030年	貿易・統合省、AI・デジタル発展省、工業・建設省、運輸省、農業省、エネルギー省、財務省、アタケメン（合意による）、関係国家機関	必要ない	-
18.	行政的負荷の軽減に関する 輸出業者サポート	対策本部会議での問題の検討	2026～ 2030年	貿易・統合省、財務省、地方行政機関、アタケメン、カズトレード（合意による）、部門別協会（合意による）、関係国家機関	必要ない	-
19.	輸出対策本部の調整的役割の強化	対策本部調書	2026年	貿易・統合省、工業・建設省、農業省、エネルギー省、外務省、保健省、科学・高等教育省、文化情報省、観光・スポーツ省、AI・デジタル発展省、運輸省、カズトレード（合意による）	必要ない	-
20.	輸出加速プログラム枠内での 新たな輸出業者の始動	活動的輸出業者数の1,400までの 増加（累計で）	2025～ 2030年	貿易・統合省、カズトレード（合意による）	4,105.1	共和国 予算
21.	貿易経済ミッションの企画および実施	毎年総額2億5,000万ドル分の 契約締結	2025～ 2030年	貿易・統合省、カズトレード（合意による）	2,394.9	共和国 予算
22.	上海（中国）での国際展示会への 輸出業者の参加手配	調印済み協力協定	2025～ 2030年	貿易・統合省、カズトレード（合意による）	3,620.3	共和国 予算
23.	業者の費用の補償による国家鉦工業奨励策	輸出業者への国家支援提供	2025～ 2030年	貿易・統合省、財務省、国家経済省、カズトレード（合意による）	44,636.5	共和国 予算

24.	自由貿易協定の締結と批准	国際契約／批准についての法	2025～ 2030年	貿易・統合省、外務省、農業省、工業・建設省、エネルギー省、国家経済省、財務省、中銀、アタケメン（合意による）、関係国家機関	必要ない	-
<b>方向性Ⅲ 消費者の権利の全面的な保護、商品・サービスの安全性と品質の向上</b>						
数値目標9 消費者権利保護に関する政府規制の効果の水準：2025年-74.7%、2026年-75.9%、2027年-77.1%、2028年-78.3%、2029年-79.5%、2030年-80.7%						
25.	消費者保護に関する新たな規制措置の導入：消費者権利保護オンブズマン制度；消費者からのクレームの提出および検討手続きの最適化	カザフスタン共和国法「消費者の権利保護について」の新改訂版	2026～ 2027年	貿易・統合省	必要ない	-
26.	消費者権利問題に関する社会学的調査および分析調査の実施	国家社会発注の履行	2025～ 2030年	貿易・統合省、国家調達の結果にもとづき非政府組織（合意による）	43.2	共和国 予算
27.	偽造品や安全ではない製品から国内市場と消費者を守るための社会プロジェクト「サパル・オニム（高品質製品）」の実施	実施される社会的監督の結果について国民に毎年通知すること	2025～ 2030年	貿易・統合省、消費者権利保護分野の社会団体（合意による）	必要ない	-
数値目標10カザフスタン共和国の標準器の国際的に認められた測定能力の伸び（2023年比）：2025年-3.4%、2026年-5.9%、2027年-7.6%、2028年-10.2%、2029年-12.8%、2030年-14.5%						
28.	技術規則の採用または同規則の改正による製品の安全性の保障および国内商品生産者の保護	承認済み技術規則（その改正）	2025～ 2030年	貿易・統合省、農業省、工業・建設省、保健省、非常事態省、労働・国民社会保障省、運輸省、内務省	必要ない	-
29.	商業インフラに対する現代的な要求を定める新たな国家規格の導入	承認済み国家規格	2026～ 2030年	貿易・統合省	332.1	共和国 予算
30.	カザフスタンの輸出ポテンシャル強化のための国際規格との整合	承認済み国家規格	2026～ 2030年	貿易・統合省、関係各主体および国家機関	332.1	共和国 予算
31.	監督国家諸機関の活動を調整することによる安全ではない輸入品からの国内市場の保護	状況対策本部会議議事録	2025～ 2030年	貿易・統合省、保健省、農業省、財務省、工業・建設省、環境・天然資源省、内務省、非常事態省、運輸省、地方行政機関、カズスタンダルト（合意による）	必要ない	-

32.	現行の法令を改善することによる、国内市場での商取引における消費者にとっての製品の安全性確保措置の強化	カザフスタン共和国法「消費者の権利の保護について」の改正	2027～2030年	貿易・統合省、保健省、農業省、財務省、工業・建設省、環境・天然資源省、内務省、非常事態省、運輸省、地方行政機関、カズスタンダルト（合意による）	必要ない	-
33.	認定および適合性評価に関する一般基準および規則を定める専門的国際組織の文書適用の導入	新たな認定対象者の認定／認定済み対象者の認定分野の拡大	2025～2027年	貿易・統合省、国家認定センター（合意による）	222.9	共和国予算
34.	APACMRA相互認定定の枠内での、認定機関の認定分野の拡大	認定機関と国際認定組織との間で調印された協定	2026～2029年	貿易・統合省、国家認定センター（合意による）	必要ない	-
35.	国際法定計量機関の国際計量器認証システムへのカザフスタンの加盟手続き	国際法定計量機関の国際認証システム登録簿への記載についての肯定的決定	2026～2030年	貿易・統合省、カズスタンダルト（合意による）	必要ない	-
36.	度量衡に関するカザフスタンの協力発展および国内度量衡システムの権威の強化（ベラルーシ国立度量衡研究所、中国、ロシア連邦、ウズベキスタン、アゼルバイジャンの国立度量衡研究所）	協力についての覚書および協定の締結	2025～2030年	貿易・統合省、カズスタンダルト（合意による）	必要ない	-
37.	国際規格に適合する新しい標準器センター建設問題の検討	技術・経済調査および財務・経済調査（FS）の実施	2026～2028年	貿易・統合省、財務省、国家経済省、カズスタンダルト（合意による）、アスタナ市庁	300.0	予算外資金

註：略語の説明：

農業省-カザフスタン共和国農業省；  
 ESCAP-アジア太平洋経済社会委員会；  
 競争・保護発展庁-カザフスタン共和国競争・保護発展庁；  
 バイテレク-株式会社「国家管理ホールディング『バイテレク』」；  
 UNECE-国際連合欧州経済委員会；  
 保健省-カザフスタン共和国保健省；  
 DAMU-株式会社「企業活動発展基金『DAMU』」；  
 AI・デジタル発展省-カザフスタン共和国AI・デジタル発展省；  
 IZ-インダストリアル・ゾーン；

運輸省-カザフスタン共和国運輸省；  
JSC"KTZ"-株式会社「カザフスタン鉄道」；  
財務省-カザフスタン共和国財務省；  
カズスタンダルト-共和国国家企業「カズスタンダルト」；  
KGD-カザフスタン共和国財務省国家収入委員会；  
CSO-中央国家機関；  
工業・建設省-カザフスタン共和国工業・建設省；  
貿易・統合省-カザフスタン共和国貿易・統合省；  
外務省-カザフスタン共和国外務省；  
観光・スポーツ省-カザフスタン共和国観光・スポーツ省；  
JSC"NIT"-株式会社「国家情報技術」；  
中銀-カザフスタン共和国中央銀行；  
国家経済省-カザフスタン共和国国家経済省；  
アタケメン-カザフスタン共和国国家企業家会議所「アタケメン」；  
OIMI-国際法定計量機関；  
SMB-中小企業；  
内務省-カザフスタン共和国内務省；  
エネルギー省-カザフスタン共和国エネルギー省；  
OECD-経済協力開発機構；  
アスタナ・ハブ-企業財団「国際ITスタートアップテクノパーク『アスタナ・ハブ』」；  
CMC-較正・測定能力；  
Halyk-株式会社「カザフスタン人民銀行」；  
JSC "KazakhExport"-株式会社「カザフスタン輸出保険エージェンシー」；  
CF "QazExportPromotion"-企業財団"QazExportPromotion"；  
JSC Kaspi-株式会社「カスピバンク」；  
KCDBBIPM-国際度量衡局機関比較データベース；  
カズトレード-株式会社「商業政策発展センター『カズトレード』」；  
カズエクスポコングレス-株式会社「国営会社『カズエクスポコングレス』」。